

2021年3月期
大東京信用組合 ディスクロージャー誌
資料編

大信Report 2021

2020年4月1日から2021年3月31日まで

心・ふれあい
 大東京信用組合

組合概要

| | | |
|---|-------|------------------|
| 名 | 称 | 大東京信用組合(略称・大信) |
| 理 | 事長 | 内田 通郎 |
| 所 | 在地 | 東京都港区東新橋2-6-10 |
| 創 | 立 | 1952年(昭和27年)9月6日 |
| 性 | 格 | 地域信用組合 |
| 営 | 業地区 | 東京都一円(離島を除く) |
| 出 | 資金 | 14,606百万円 |
| 組 | 合員数 | 102,180名 |
| 総 | 資産 | 690,152百万円 |
| 預 | 金残高 | 649,887百万円 |
| 貸 | 出金残高 | 344,984百万円 |
| 自 | 己資本の額 | 32,805百万円 |
| 自 | 己資本比率 | 9.51% |
| 店 | 舗数 | 43店舗(令和3年7月1日現在) |
| 職 | 員数 | 597名 |

(計数は令和3年3月末現在)



目次

大東京信用組合の概要

| | |
|-----------------------------|----|
| 経営理念・経営方針 | 2 |
| 新・第2次中期経営計画 | 3 |
| 役職員の状況・組織図 | 5 |
| 法令等遵守(コンプライアンス)態勢・顧客保護等管理態勢 | 6 |
| リスク管理態勢 | 10 |
| 総代会 | 11 |
| 中小企業の経営改善および地域の活性化のための取組み状況 | 14 |
| 主な事業の内容・営業のご案内 | 16 |
| 主な手数料一覧 | 19 |
| 大信の沿革 | 21 |
| 地域社会に密着する大信の店舗網 | 22 |
| 店舗一覧 | 23 |
| 財務諸表 | 24 |
| 財務データ | 33 |
| 自己資本の充実の状況等について | 44 |
| 報酬体系について | 55 |
| 開示項目索引 | 56 |

経営理念・経営方針

● 経営理念

『大東京信用組合は、地域に密着し地域社会に奉仕する。』

私たちは、社是として「信条」を定めており、組合員、お取引先の皆さまとの「心・ふれあい(ハート・トゥ・ハート)」の信頼関係を大切にしてまいります。

また、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に取組み、良質な金融サービスの提供と信用組合ならではの独自性の発揮に努め、ベストパートナー・バンク(身近で頼りになる大信)を目指し、地域社会とともに歩んでまいります。

「信 条」

1. 大東京信用組合は社会に奉仕する
 1. 顧客には信頼感を、己には責任感を
 1. 他より常に一步前進
 1. 和心協同職務に最善を尽くす
 1. 礼儀正しく謙譲に

● 経営方針

1. 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、高い企業倫理の確立とコンプライアンス態勢の充実に努めます。
2. 地域密着型金融への取組みにより、地域経済の活性化と地域の皆さまとの共存共栄の実現に努めます。
3. 総合的なリスク管理態勢を強化し、健全性の確保と収益性の向上、自己資本の充実に努めます。
4. 厳正で透明度の高い経営情報の開示と情報発信機能の強化に努めます。
5. 「大信5つの特性」の実践をとおして、経営基盤の拡充・強化と顧客サポートの質的向上に努めます。

「大信5つの特性」

1. 大信は、健全経営をモットーとして、お客さまと心のふれあうおつきあいをいたします。
2. 大信は、一度お約束したことは必ず守り、お客さまの信頼におこたえいたします。
3. 大信は、足をつかい、業務の範囲内でお客さまのために骨身をおします行動いたします。
4. 大信は、誰よりも地元を知り、お客さまのニーズを知るようにつとめ、皆さまとともに歩みます。
5. 大信は、正確・迅速な仕事を励行し、事情によって遅延を余儀なくされる場合にも、必ずその理由などを中間報告いたします。

●新・第2次中期経営計画(2プラン)の概要

“本物志向”で取組む

「新・第2次

～“新たな時代の幕開け”

メインテーマ

全員・絶対・前進

—全員で今やるべきことを、

本物志向で取組む重点施策

人材の育成

意識改革・行動改革

- 人材の育成・活用
- 人材の確保
- 職場・労働環境の整備

自律型
組織の
確立

経営体質の強化

基本業務と基本活動の実践

- 業容の拡大と基盤拡充を両輪で実践
- 店舗戦略の再構築
- 事務処理の厳格化と円滑なコミュニケーション
- 営業力の強化
- 顧客管理態勢の強化
- 顧客ニーズへの対応
- リスク管理態勢の強化

収益構造の再構築

コア業務の強化=コア業務収益の確保

- 大信5つの特性および事業性評価の実践を基本業務として定着させる
- 適正利回りの確保
- 資金運用力の強化
- 経費の効率・効果的な支出
- 収益構造の見直しと安定的に稼げる仕組づくり

近未来

成長性

預金: 6,500億円
貸出金: 3,500億円

健全性

自己資本比率: 10%以上
不良債権比率: 適正水準

収益性

コア業務純益: 20億円以上
当期純利益: 15億円以上

大信丸のエンジンは役職員の相互信頼と行動、
ターボは役職員の稼働アップ

大信丸

役職員による
実践・追求

中期経営計画】《組合内名称：Zプラン》

預貸和1兆円に向けての足固め～

絶対にやり遂げ、前進させる計画一 実施期間 平成31年4月～令和4年3月

大信の安定した経営基盤と収益基盤の確立～大信の明るい未来～

外部環境

- 社会 人口減少、少子高齢化、中小企業の減少、低金利、東京オリンピック・パラリンピック、SDGs、ESG など
- 技術 フィンテック、AI、デジタル化
- 競争 業態を越えた金融機関の競合、異業種の参入

適合

取引先の価値向上
取引先の成長・発展

本物のお客さま本位による
良質なサービスの提供
(良質な金融仲介機能の発揮)

大信の持続可能な
ビジネスモデル構築
に向けた
好循環の実現
(お客さまとの共通価値の創造)

内部環境

- 人材の育成
- 役職員間、本部と現場の意思疎通
- 対面営業力の強化
- 愚痴を言わない組織風土
- 収益力の強化
- ガバナンスの強化
- 健全性の維持
- リスク管理の高度化
- 地域連携、地域貢献
- 職員の元気とやりがい

取引先・地域との共存共栄

解決

前進

前進

前進

役職員の状況・組織図

役員一覧 (令和3年6月23日現在)

| | | | | | |
|----------|-------|------|-------|-----------|----------|
| 代表理事長 | 柳沢 祥二 | 常務理事 | 永島 茂夫 | 常勤監事 | 岡本 敏裕 |
| 代表理事理事長 | 内田 通郎 | 常勤理事 | 塚本 恭男 | 理事(非常勤) | 森下 繁己 |
| 代表理事専務理事 | 野竹 弘幸 | 常勤理事 | 鈴木 明美 | 理事(非常勤) | 鶴橋 誠一(※) |
| 代表理事専務理事 | 小田切敏秋 | 常勤理事 | 金田 真門 | 理事(非常勤) | 山内 豊功(※) |
| 常務理事 | 中村 泰治 | 常勤理事 | 荻原 徳彦 | 員外監事弁護士 | 河和 哲雄 |
| 常務理事 | 山田 文男 | 常勤理事 | 後藤 輝雄 | 員外監事公認会計士 | 吉富 幹泰 |

職員出身者以外理事・員外監事

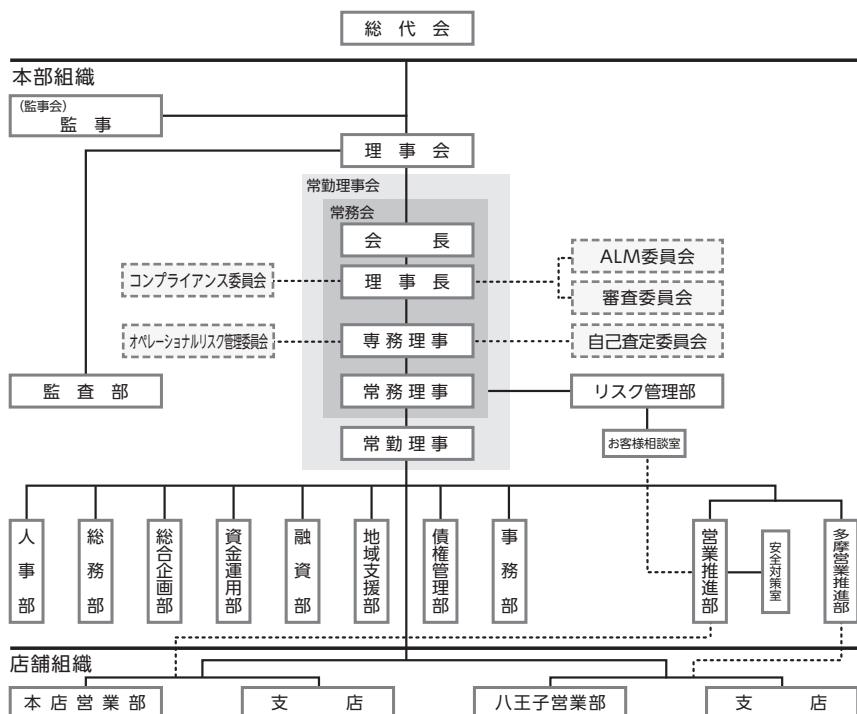
大信は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画をいただくことで多様な意見を反映する等「理事会の機能発揮」を図り、ガバナンスの向上と組合運営の適切化に努めております。

また、監事についても組合員でない員外監事として弁護士と公認会計士の2名が就任し、専門的な見地から監査の中立性・実効性をあげるため参画をいただいております。

会計監査人の氏名または名称 (令和3年6月23日現在)

有限責任監査法人トーマツ

組織図 (令和3年7月1日現在)



職員数

| 年 度 | 平成30年度末 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|-----|---------|--------|--------|
| 男 性 | 374名 | 363名 | 354名 |
| 女 性 | 217名 | 225名 | 243名 |
| 合 計 | 591名 | 588名 | 597名 |

法令等遵守(コンプライアンス)態勢・顧客保護等管理態勢

コンプライアンスへの取組み

当組合は、コンプライアンスを経営の最重要項目として位置づけ、役職員一体となって実践活動と啓蒙活動に取組み、お客さま・地域社会から信頼される金融機関を目指しております。

コンプライアンス宣言

金融機関としての社会的使命と公共性を自覚し、コンプライアンス態勢の確立・強化のために、以下のとおり宣言いたします。

1. 地域協同組織金融機関としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、責任ある健全な業務運営を行います。
2. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない公正な業務運営を行います。
3. 正確な経営情報の積極的かつ適正な開示を通じて、組合員・顧客ならびに地域社会に対し、コミュニケーションの充実を図り、透明性ある経営に徹します。
4. 従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全且つ快適な環境を確保し、希望ある職場を実現します。
5. 「信条」・「大信5つの特性」の実践を通じて、組合員・顧客のニーズに応え、各種金融サービスを提供することで、地域社会の発展に貢献します。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応し、これを排除します。

コンプライアンス態勢

●理事会

理事会は、コンプライアンス態勢の構築・推進のために法令等遵守に係る方針・規程を策定するとともに、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、決定しています。

●コンプライアンス委員会

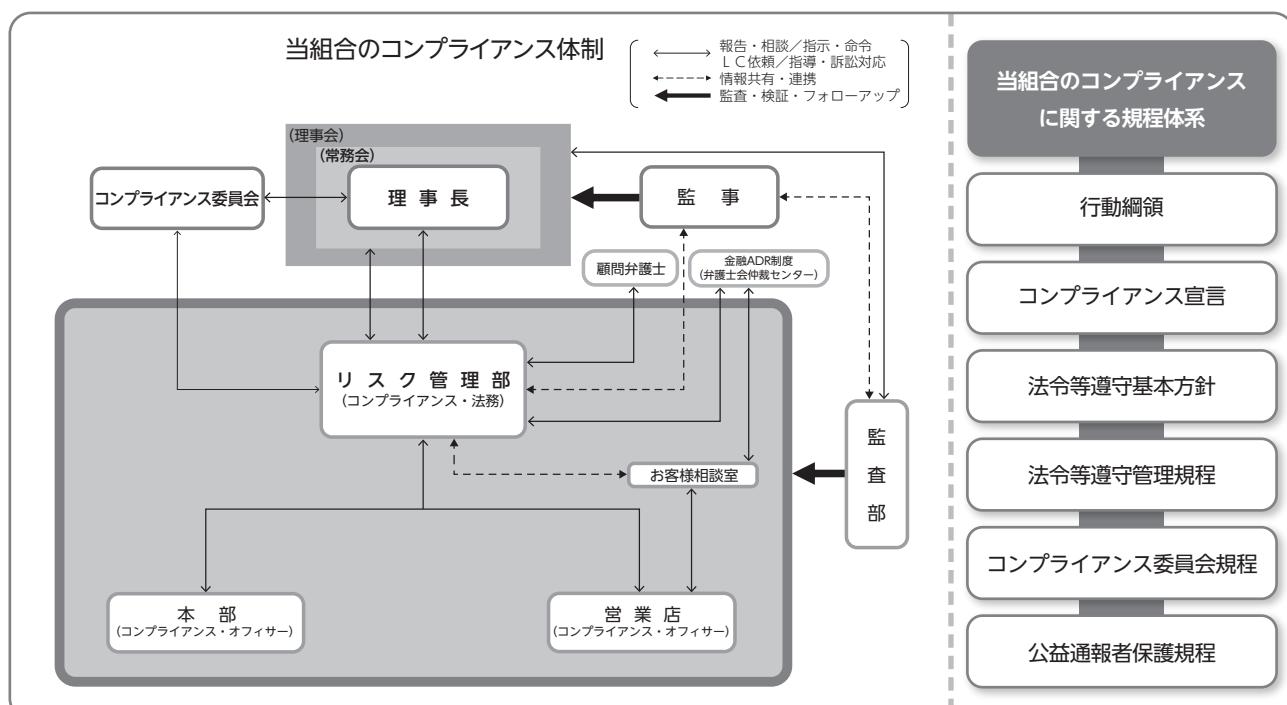
コンプライアンス委員会は、コンプライアンスへの取組方針・実施状況・問題点・課題を議論し、理事会等への答申を行っております。

●リスク管理部

コンプライアンス統括部署として、リスク管理部を設置しています。各部店の業務に関して、法令等遵守状況の把握やリーガル・チェック(LC)などを行い、法令等遵守態勢の強化に向け取組んでおります。

●コンプライアンス・オフィサー

全部店に「コンプライアンス・オフィサー」を配置し、法令等遵守状況の管理、コンプライアンスに関する指導・啓蒙などをを行っております。



コンプライアンス態勢強化への取組み

●コンプライアンス・マニュアルの制定

法令に係わる手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に周知しております。

●コンプライアンス・プログラムの実践

コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、本支店一体となって実践に努めています。

●内部通報等窓口の設置

コンプライアンス違反を役職員が直接通報できる手段として、「ヘルpline」「目安箱」等の窓口を設置しております。

●コンプライアンス・ハンドブックの作成

コンプライアンス・マニュアルの要約版である「コンプライアンス・ハンドブック」を作成して全役職員に配付し、研修等で活用しております。

反社会的勢力への対応

当組合自身や役職員だけでなく、お客さまやお客さまのお取引先をはじめとする関係者が被害を受けることを防止するために反社会的勢力を金融取引から排除していく所存であり、より一層の態勢整備を図るために以下のとおり基本方針を制定・公表しております。

また、政府が示している、反社会的勢力との関係遮断に係る「監督指針」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するため、預金規定等に暴力団排除条項を盛り込み、反社会的勢力との取引の根絶に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
2. 外部専門機関との連携
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
4. 有事における民事と刑事の法的対応
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

金融犯罪防止への取組み

●振り込め詐欺防止

金融犯罪への注意喚起および振り込め詐欺被害を未然に防止するため、積極的なお客さまへの声かけ等を実施しております。

●預金の不正な払戻しへの対応

偽造・盗難カード、通帳による預金の不正な払戻しに対して、被害防止のために以下のセキュリティ強化策を実施しております。

- ・キャッシュカードの偽造・変造を防止するためカードのIC化、および生体認証機能付きATMを全店に導入しています。
- ・万一の被害の拡大を抑制するため、キャッシュカードの1日の限度額を、お引出しが50万円、お振込が50万円を基本としております。

●犯罪収益移転防止法に基づく適正な取引時確認の徹底

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のため、法律に基づき、口座の開設や大口現金取引等を行う際に、お客さまの本人確認、取引を行う目的、職業・事業内容等の確認を行います。また、過去に確認させていただいたお客さまにおかれましても、再度確認させていただく場合がございますので、ご了承ください。

これらの確認ができない場合には、お取引ができない場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます）対策を経営上の重要戦略と位置づけ、以下の内部管理態勢構築に努めてまいります。

1. 組織態勢

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策に関して、経営陣が主体的かつ積極的な関与のもと、組合内の役割を明確に定め、適切な措置を実施する態勢を構築します。

2. 顧客管理

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策のための各種法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。

3. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告や取引モニタリングでの検知により把握した疑わしい取引を速やかに当局に届け出る態勢を構築します。

4. 役職員の研修

当組合は、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識取得、意識の向上を図るために、継続的な指導、研修を実施します。

5. 遵守状況の検証

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、継続的・組織的な態勢の充実に努めます。

●サイバーセキュリティへの取組強化

近年多発しているサイバー攻撃に対応するため、「サイバーセキュリティ取組方針」を定めるとともに、「金融ISAC」に加盟し、会員相互の情報共有に努めています。

サイバーセキュリティ取組方針

大東京信用組合は、サイバー攻撃が高度化・複雑化していることを踏まえ、サイバーセキュリティリスクへの取組みが極めて重要な経営課題であると認識し、サイバー攻撃に対する管理態勢の強化に努めます。

1. 経営陣は、自らリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティ対策を推進します。
2. サイバーセキュリティリスクは、当組合の組織全体で取組むべきリスクとして、態勢強化に努めます。
3. 外部委託先を含めたサイバーセキュリティ管理態勢の整備に努めます。
4. 情報共有機関等を活用し、サイバーセキュリティにかかる情報共有・連携を通じて、セキュリティ対策の強化に努めます。
5. サイバーセキュリティにかかる各種教育、合同演習へ継続的に参加し、人材育成と対応態勢の強化に努めます。

※金融ISACは、正式には「一般社団法人 金融ISAC」と言い、日本の金融機関の間でサイバーセキュリティに関する情報の共有・分析、及び安全性の向上のための協働活動を行い、金融サービス利用者の安心・安全を継続的に確保することを目的とする組織です。

お客さま保護のための取組み

お客さまの保護および利便性の向上を目的として、下記の方針を制定し、実践に努めております。

- 法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます)を利用し又は利用しようとされる方(以下「お客様」といいます)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取組みます。
- 法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
- お客様からのご相談・苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。
- お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
- 業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるよう外部委託先を管理します。

●お客さまにご確認いただきたい事項

当組合では、業務に関してお客さまから現金などを預かりする際には、必ず当組合所定の「お預かり証」または「取次帳」のみを使用しております。お気づきの点がございましたら、お取引の店舗または「お客様相談室」へご連絡くださるようお願い申し上げます。

苦情対応・紛争解決措置等への取組み

お取引の店舗窓口のほか、本部に「お客様相談室」を設置してお客さまからの苦情やご相談に対応できる態勢を整え、安心してお取引いただけるようお客さまとの信頼関係の強化に努めています。

苦情等対応措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引の店舗または下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：大東京信用組合 お客様相談室】

| 住 所 | 受 付 日 |
|----------------|---------------------------|
| 東京都港区東新橋2-6-10 | 月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） |
| 電話番号 | 受付時間 |
| 0120-402-003 | 9:00～17:00 |

苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所等でも受け付けております。

| | | |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 名 称 | 地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人東京都信用組合協会) | しんくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会) |
| 住 所 | 東京都中央区京橋1-9-5 | 東京都中央区京橋1-9-5 |
| 電話番号 | 03-3567-6211 | 03-3567-2456 |
| 受 付 日 | 月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日を除く） | 月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日を除く） |
| 受付時間 | 9:00～17:00 | 9:00～17:00 |

なお、苦情等対応手続きの詳細については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.daisin.co.jp/about/policy/index.html>

紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記お客様相談室またはしんくみ相談所等にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

【弁護士会】

| | | | |
|-------|------------------------|-------------------------|------------------------|
| 名 称 | 東京弁護士会紛争解決センター | 第一東京弁護士会仲裁センター | 第二東京弁護士会仲裁センター |
| 電話番号 | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 |
| 受 付 日 | 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） | 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） | 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） |
| 受付時間 | 9:30～12:00 13:00～15:00 | 10:00～12:00 13:00～16:00 | 9:30～12:00 13:00～17:00 |

仲裁センター等では、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で、以下の手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

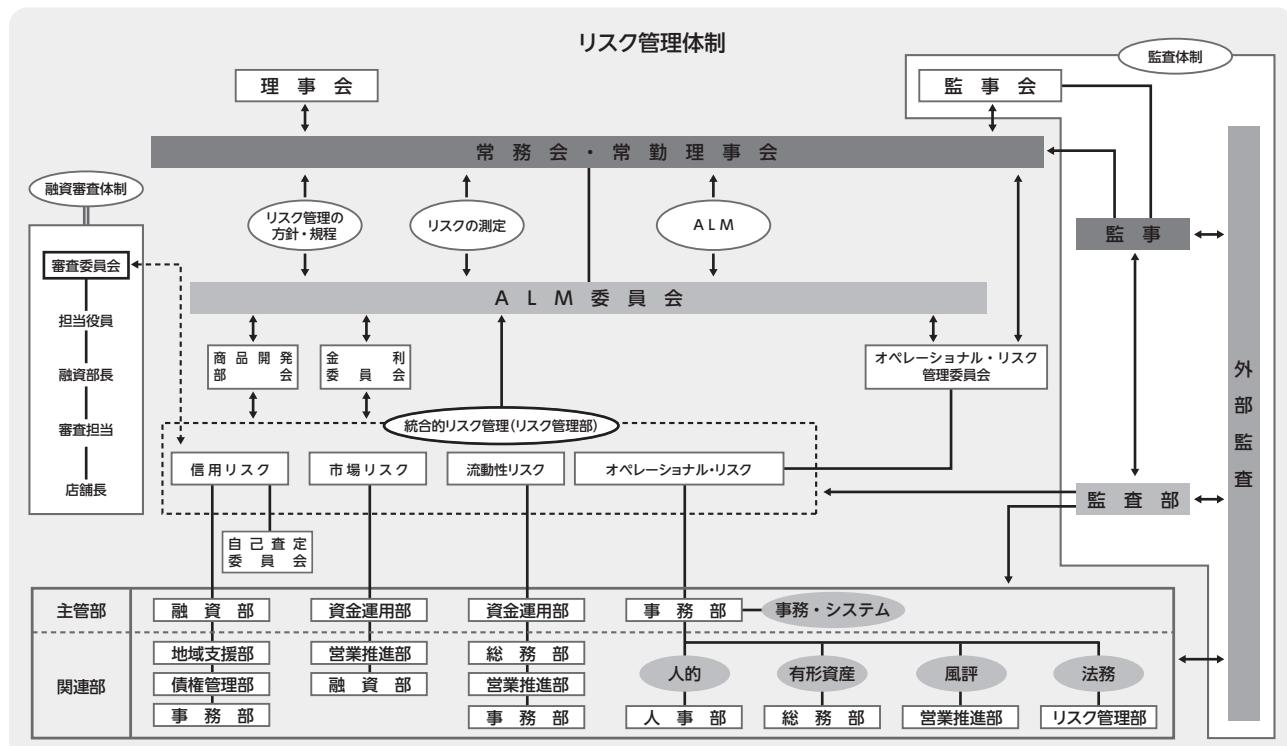
②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が共同して解決にあたります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんので、ご注意ください。具体的な内容は、仲裁センター等にご照会ください。

リスク管理態勢

大信のリスク管理体制

大信では「ALM委員会」において各種リスクの把握と分析結果を踏まえ、すべてのリスクに対する基本姿勢と責任の所在を明確にし、リスクコントロールと収益の確保に努めております。



各種リスクの管理状況概要

| | | 管理状況概要 |
|--------------------|-------------------------|---|
| 信用リスク | | 貸出審査にあたっては、貸出先の経営状態を的確に把握し、「安全性」「公共性」など貸出の基本原則に則り常に貸出資産の健全化、良質化を図り、役職員の審査・管理能力の向上に努めています。一定額以上の貸出は、理事長を議長とする常勤理事全員による「審査委員会」で貸出の可否を合議制により決裁するシステムを採用しており、決裁の透明性とチェック機能を高めています。大信は小口多数取引を基本に、与信集中を避けながら、中小企業・地域社会の発展につながる貸出に努めています。 |
| 市場リスク | | 市場リスクは、金利リスク・価格変動リスク・為替変動リスク等、市場の動きによって発生いたします。そのため、日々の市場金利動向や株価の変動要因を踏まえ年間運用方針を策定し、これをもとに四半期毎に見直しを図りつつ、流動性確保を最優先としたなかで慎重なスタンスを保ち、より効率的な運用により収益確保を目指しております。 |
| 流動性リスク | | 単年度事業計画および中・長期経営計画等を踏まえ、適正な資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を計画的に管理すると共に、緊急時のコンテンジエンシープラン等、様々なレベルでの対応策を立て、調達手段・調達先の多様化など資金調達力の強化を図り、安定した流動性確保に向けた万全の態勢をとっております。 |
| オペレーション・リスク | 事務リスク | 事務リスクの重要性に鑑み、事務指導役を配置し臨店指導の充実を図り、事務手続き・権限の厳正化、機械化・システム化や内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の充実などを通じて事務リスクの未然防止に努めています。また、監査部による抜き打ちの臨店監査のほか、営業店自主点検を実施し事務処理状況の厳正なチェックを行い、事故の未然防止と事務レベルの向上を図っております。 |
| | システムリスク | 信用組合の共同センターである「信組情報サービス株式会社」(略称SKC)にオンラインシステムの運用を委託してリスクの軽減を図り、重要なデータファイルやプログラムは別に定める「情報管理取扱規則」によりバックアップデータを取得・管理して信頼性の向上に努めています。一方、大信の情報資産に関して守るべき規範である「セキュリティポリシー」に個人情報保護法への対応を盛り込み「セキュリティスタンダードの諸基準」等に則りリスク管理を行い、情報の漏洩、不正使用の未然防止に厳しい姿勢で臨んでいます。 |
| | 上記以外のオペレーション・リスク | 各種業務について、関係法令をはじめ規程等規範に照らし適正であるか、リスク管理部が厳正なリガルチェックを行っております。当組合ではコンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクの把握と適正な管理に資するため整備に努めています。 |

総代会

総代会

1.総代会制度

信用組合は、相互扶助の精神を基本理念に地域社会における円滑な金融活動を通じて組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする協同組織金融機関で、組合員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に参加できます。

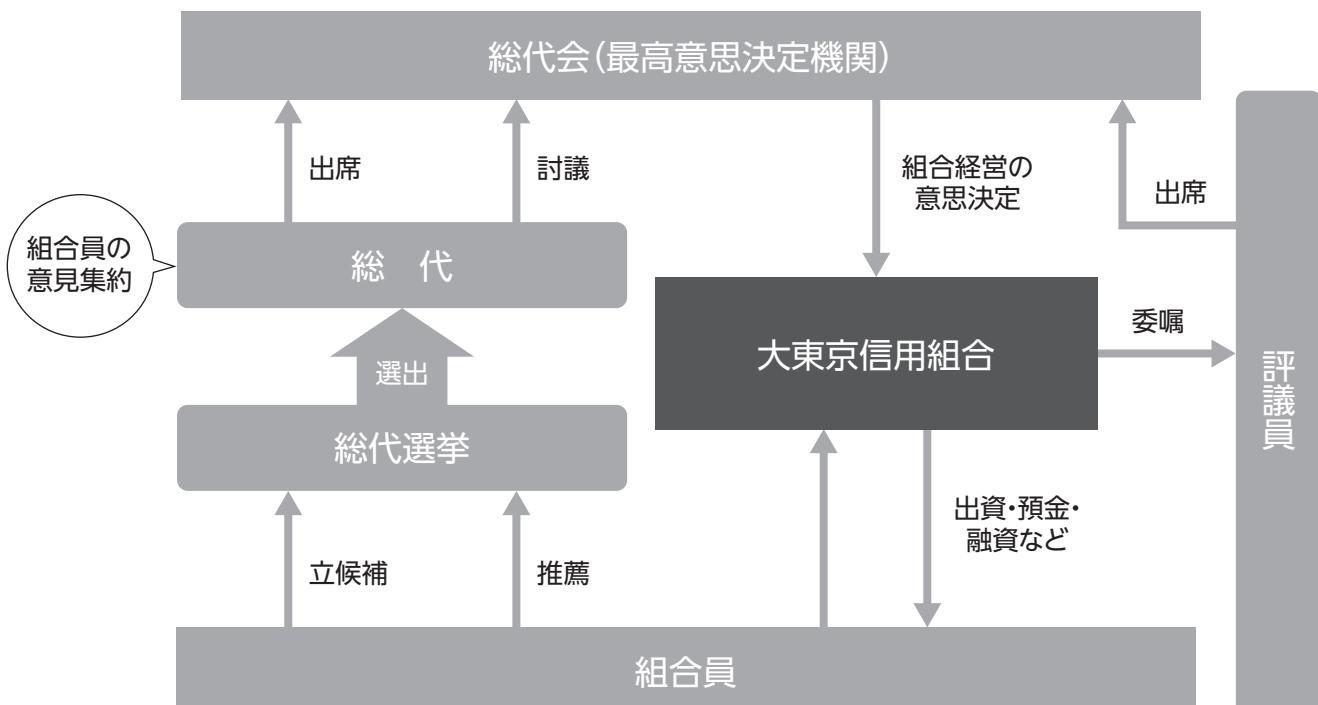
ただし、102,180名(令和3年3月31日現在)の組合員から成る大信は、充実した審議により組合員の総意を適正に反映するため、法令ならびに定款に基づき総会に代わる総代会制度を採用しております。

総代会は総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きを経て選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剩余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われます。

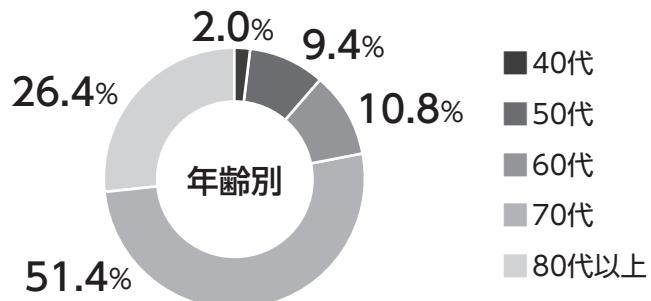
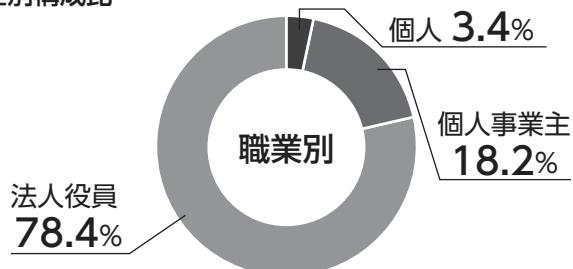
総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

また、当組合独自のものとして総代を補完する評議員の制度を昭和41年より導入し、経営に対する意見・助言を求めるとともに、総代会における傍聴を制度化して総代会の機能強化・活性化に努めております。なお、評議員定数は150人以内、任期3年で令和3年6月23日現在の評議員数は132人となっております。

総代会制度の仕組み



属性別構成比



2.総代の任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、選挙区ごとに立候補した方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者）の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その総代候補者（立候補者）をもって当選者とし、当該選挙区において投票は行っておりません。

(2)総代の任期・定数

総代の任期は3年となっており、総代の定数は、110人以上150人以内です。

なお、令和3年6月23日現在の総代数は148人です。

（総代選挙区および総代定数）

| 選挙区 | | 定数 |
|-----|------|----|
| 第1区 | 千代田区 | 1 |
| 第2区 | 中央区 | 4 |
| 第3区 | 港区 | 16 |
| 第4区 | 新宿区 | 4 |
| 第5区 | 文京区 | 1 |
| 第6区 | 台東区 | 4 |
| 第7区 | 墨田区 | 4 |
| 第8区 | 江東区 | 5 |

| 選挙区 | | 定数 |
|------|------|----|
| 第9区 | 品川区 | 16 |
| 第10区 | 大田区 | 9 |
| 第11区 | 目黒区 | 5 |
| 第12区 | 世田谷区 | 6 |
| 第13区 | 渋谷区 | 4 |
| 第14区 | 杉並区 | 8 |
| 第15区 | 中野区 | 1 |
| 第16区 | 豊島区 | 3 |

| 選挙区 | | 定数 |
|------|------|----|
| 第17区 | 練馬区 | 4 |
| 第18区 | 板橋区 | 5 |
| 第19区 | 北区 | 6 |
| 第20区 | 荒川区 | 4 |
| 第21区 | 足立区 | 4 |
| 第22区 | 葛飾区 | 3 |
| 第23区 | 江戸川区 | 1 |
| 第24区 | 都下 | 32 |

3.第69回通常総代会の決議事項

令和3年6月23日開催の第69回通常総代会において、次の報告事項ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案とのおり承認可決されました。

(1)報告事項

第69期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)計算書類(貸借対照表・損益計算書)及び事業報告

(2)決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 第70期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)収支予算及び事業計画案承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 所在不明組合員の除名案承認の件



4.総代・評議員の皆さん

(敬称略・令和3年6月23日現在)

| 店舗名 | 総代 | 評議員 |
|-----------|--|--|
| 本店 営業部 | 石坂 好一④ 浦 修治⑥ 加藤 雅己③ 栗原 政雄⑨ 新倉 恭一⑥ 村松 瑛子② 吉永 桂一⑤ | 荒木 光弥 岩上 政弘 春日井 宏 外山 一宏 |
| 品川駅東口支店 | 飯沼 英郎⑪ 小川 一夫③ 数藤 春夫③ 羽根田 實⑨ | 天井 喜美子 垣内 利彦 原田 知昌 |
| 十 条 支 店 | 阿久津 美野留⑤ 鹿野 善雄⑧ 篠原 淑浩① 関口 静夫③ 山本 興司② | 飯田 俊夫 五十嵐 幹一 大塚 康夫 鈴木 健一 中野 雅彦 服部 弘 山田 二男 |
| 目 黒 支 店 | 和泉田 真一④ 岩崎 信幸④ 浦辺 三十三② 田中 定男③ 松本 好一⑤ | 大竹 博 川部 讓治 小玉 勝巳 |
| 高 円 寺 支 店 | 小暮 幸一② 立野 勝正⑨ 永井 紀世子① | 安藤 美江 駒原 廉藏 佐山 朝子 吉田 穂 |
| 亀 戸 支 店 | 栄木 浩徳② 斎藤 裕司② 佐藤 純① 数藤 武司⑫ 新倉 幸雄⑧ | 江口 博之 佐野 正明 |
| 蒲 田 支 店 | 金子 正裕⑧ 小山 君子① 増渕 國昭⑥ 松島 義則② | 杉田 充伸 束田 正勲 都築 孝幸 芹田 久雄 村田 幹雄 |
| 日 暮 里 支 店 | 神谷 順一① 中條 勉③ 宮内 基司③ 柳 秀男⑥ | 石原 康男 竹田 雅之 |
| 新 宿 支 店 | 小黒 弘裕② 高嶋 清⑨ 比留間 庄太郎⑰ 本間 滋④ | 宮原 公平 山本 健児 |
| 三軒茶屋支店 | 飯沼 修⑤ 門倉 雄司④ 富岡 清⑤ | 安藤 誠 山口 貴之 山本 武史 |
| 新 小 岩 支 店 | 大貫 賢充⑧ 幸徳 正夫③ 土屋 英一⑥ 幡野 秀壹① | 鯉川 良二 石毛 茂雄 津端 英男 山田 正克 |
| 大 塚 支 店 | 伊藤 勝利④ 高尾 憲治⑧ 藤原 干城② 古沢 秀明⑦ | 白川 昭悟 鳥居本 萬喜智 武藤 貞里子 |
| 銀 座 支 店 | 青木 是和③ 高橋 秀夫③ 西谷 孝宏① 福原 光義② 吉澤 直樹① | 岡本 中 片桐 孝之 土屋 喜代子 森山 照明 |
| 吉 祥 寺 支 店 | 生駒 良治① 伊藤 潤⑤ 鈴木 義雄② 藤野 和雄⑧ 宮田 一雄⑦ | 白石 勝也 南 勉 三宅 哲夫 宮下 真一 |
| 恵 比 寿 支 店 | 宇佐美 公志① 金子 信行⑧ 田村 弘吉④ 根本 一郎① 宮澤 久美③ | 赤川 開一 大槻 弘 大野 孝一郎 柴村 政之 杉本 憲英 |
| 常 盤 台 支 店 | 奥山 信弘③ 金井 務⑤ 茂野 善之⑥ 庭野 恒男⑦ 福田 久隆⑥ | 江川 和美 宮嶋 正邦 横田 昇 |
| 戸 越 支 店 | 新井 進② 五十嵐 康雄④ 千葉 文雄⑤ 時田 和彦② 松澤 利行⑤ | 天野 喜市 館野 一男 塚原 進 三浦 豊 |
| 府 中 支 店 | 大内 勝美⑨ 全 尚烈⑤ 山本 武司④ 渡邊 昌⑨ | 相原 博 岸 良一 北島 昭夫 田中 榮一 久枝 壮一 |
| 押 上 支 店 | 武石 幸男② 水戸 重一③ | 椎名 芳秀 高田 陽一郎 福島 保訓 横田 勲 |
| 田町駅前支店 | 妹尾 敬⑯ 福島 一生⑦ 浮池 宏⑩ 矢野 幹夫① | 川瀬 明 下道 陽二 竹平 時彦 吉野 裕佑 |
| 荏原町駅前支店 | 伊藤 寿男① 井村 誠④ | 市村 由美 信太 純 平川 勝之 |
| 福 生 支 店 | 内野 真① 田村 半十郎⑧ 森重 裕子③ | 近藤 博 林 恵子 |
| 品 川 支 店 | 菰田 利明② 堀江 新三① 山田 智彦③ | 木崎 新一郎 曰下部 政子 矢内 曰出子 |
| 西 蒲 田 支 店 | 石井 榮子② 中野 章⑧ 中野 博① | 片山 薫栄 北嶋 智明 北見 公秀 鈴木 正一 |
| 駒 沢 支 店 | 内野 秀雄⑧ 松下 明敬④ 矢吹 匡彦② | 田淵 治彦 |
| 大 井 支 店 | 釣持 博⑦ 佐藤 久男② 堤 貞三③ 鶴見 一三⑧ 戸田 義通⑤ | 池田 昌宏 市川 勉 小林 定治 平野 浩司 三浦 秀樹 |
| 八王子営業部 | 伊奈 稔⑦ 榎本 行雄① 横崎 博③ 加藤 政利⑦ 清水 宣彦⑦ | 大滝 睦男 佐藤 邦彦 外池 正明 豊村 厚良 |
| 日 野 支 店 | 杉田 純一① 宮崎 精太⑥ | 一ノ瀬 登生 大野 仁生 |
| 西 八 支 店 | 齊藤 万理子② 中嶋 保紘⑦ 吉野 孝典① | 浅野 武 原川 欣也 |
| 石 川 支 店 | 内田 昌一① 和田 昌明① | 中山 佳和 |
| 青 山 支 店 | 猪瀬 良重③ 小林 敬三④ 鈴木 常夫③ | 石川 愛子 坂本 力 鈴木 清 |
| 保 谷 支 店 | 稻垣 久義⑥ 小河 恒夫③ 近藤 正之④ | 磯野 定男 |
| 立 川 支 店 | 尾又 紀雄① 矢嶋 通雄⑥ | 竹内 幸雄 都築 孝也 |
| 堀 ノ 内 支 店 | 樋川 和男⑥ 山下 勝二① 山田 博⑤ | 川崎 セツ 根本 雄治 |
| 三 鷹 支 店 | 岡田 英雄① 白石 春雄④ | 瀧本 尚男 畑野 佳織 |
| 東 大 和 支 店 | 押本 博久② 佐久間 勝治⑦ 花村 大介① | 関口 哲一 |
| 荻 窪 支 店 | 佐藤 光明⑨ 中村 芳也① 星野 高久② | 川邊 日出海 斎藤 友昭 |
| 富士見台支店 | 榎本 高一⑥ 山内 経子② | 篠 勝喜 立花 宮雄 |
| 浅 草 支 店 | 大塚 亨③ 島田 俊六③ 山口 俊和③ | 石川 義弘 松村 輝彦 丸山 真司 山田 征一 |
| 三 ノ 輪 支 店 | 菅原 廣彦① 田中 貞乃③ | 石井 香代子 木下 悅希 小林 敏一 |
| 花 畑 支 店 | 鈴木 行雄③ 谷口 重一① | 飯島 重男 金杉 洋子 河内 政輝 山田 泰 |
| 足 立 支 店 | 足立 信子③ 西村 真知子① | 岩崎 勝三 斎藤 榮一 中田 久夫 三谷 和子 |

(注) 総代につきましては氏名の後に就任回数を記載しております。

中小企業の経営改善および地域の活性化のための取組み状況

対話を通じた事業性理解への取組みについて

大信は、お客さま一人ひとりの事業に寄り添い、対話による双方向のコミュニケーションを通じて、お客さまが直面するさまざまな経営課題について解決策をお客さまと共に考え、店舗および本部が一体となってご支援させていただきます。

そのために、渉外担当者をはじめ職員一人ひとりが、日々の業務活動を通じてお客さまの事業をよく理解し、お客さまのライフステージに応じて事業に役立つ情報をタイムリーにご提供するほか、将来に亘り安定的な成長・繁栄につながる“新たな価値”をお客さまとともに創造してまいります。

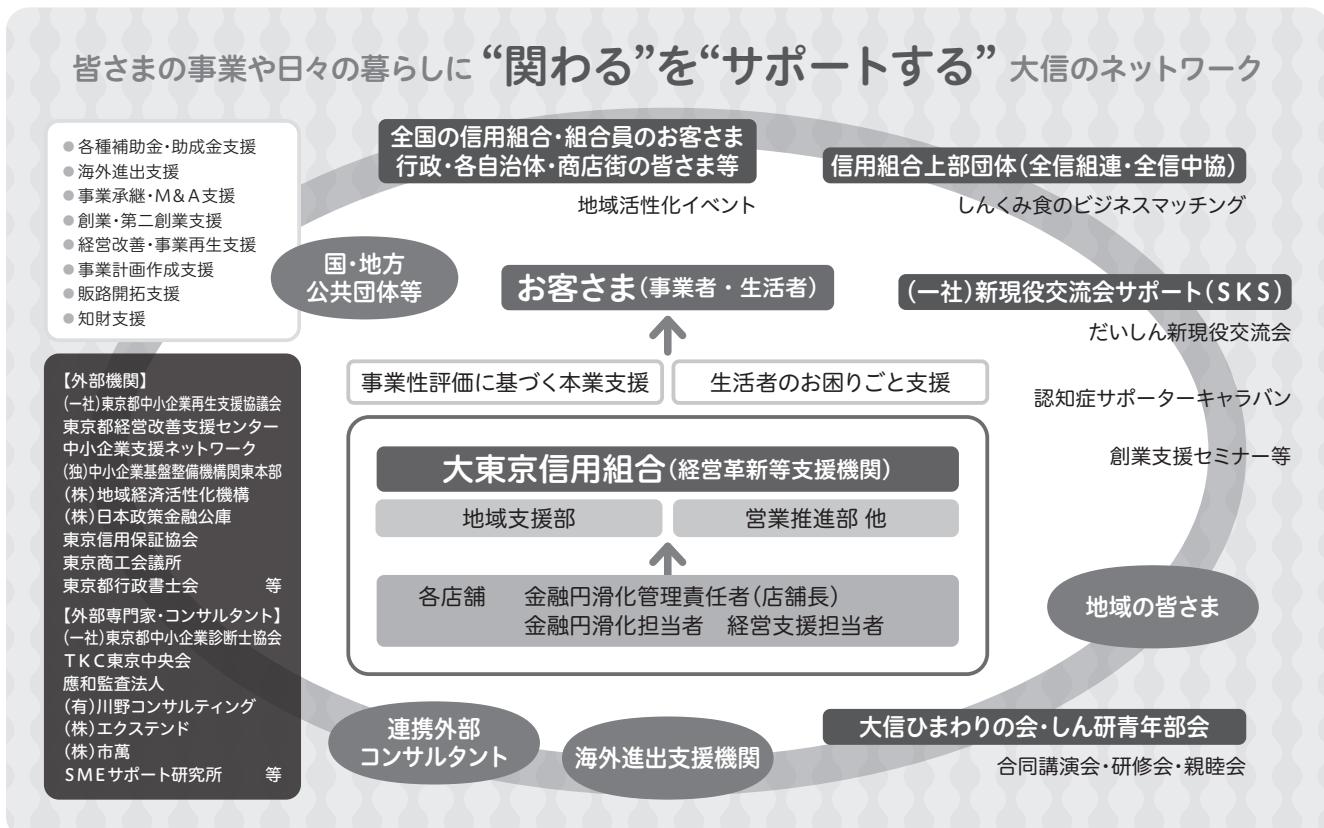
経営課題の解決に向けた大信のネットワーク

大信は、平成24年11月に中小企業等経営強化法の「経営革新等支援機関」の第一号認定を受けました。

引き続き中小企業・小規模事業者の皆さまが抱えておられる経営上のさまざまな課題に対する解決に向けたご支援とご要望に適うご提案を、大信のネットワークを駆使してご提供してまいります。

また、単年度事業計画や令和元年度を起点とする新・第2次中期経営計画「Zプラン」においても、事業性理解を通じて地域のお客さまを幅広くサポートし、地域の経済・産業活動を支えることを通じて、地域活性化につながるよう取組んでまいります。

皆さまの事業や日々の暮らしに“関わる”を“サポートする” 大信のネットワーク



企業のライフステージに応じた取引先企業への取組み状況

1. 創業・新事業支援(令和2年度)

●融資実績 70件 388百万円

| | | |
|----------------------|-----|--------|
| 保証協会付創業支援融資 | 44件 | 211百万円 |
| 「しんくみ創業塾」に係る創業者向け融資 | 1件 | 1百万円 |
| 日本政策金融公庫との協調創業支援融資 | 6件 | 89百万円 |
| 東京都「女性・若者・シニア向け」創業融資 | 19件 | 87百万円 |

2. 経営改善・事業再生支援(令和2年度)

●経営改善支援取組先: 64先

●経営改善支援取組率: 8.8%

3. 外部機関・外部専門家等への相談等対応件数(令和2年度)

| | | | |
|--------------------------|-----|------------------------|-----|
| 東京信用保証協会「企業サポート推進プロジェクト」 | 1件 | 東京都よろづ支援拠点 | 5件 |
| 東京都中小企業振興公社 | 18件 | 東京都「地域金融機関による事業承継促進事業」 | 1件 |
| 東京商工会議所 | 2件 | 士業(会計士・税理士等)他 | 36件 |
| 合計 | | | 63件 |

4. 経営改善支援等を目的とした融資商品取組実績累計

(平成15年4月～令和3年3月) 349件 62,996百万円

(商品名: 「リニューアル」・「キャピタルプラス」・「二世代」・「オーナー」等)

金融円滑化への積極的な取組み

「中小企業金融円滑化法」の趣旨を十分に理解し、中小企業者に対する金融の円滑化、資金調達余力確保のために、政府や信用保証協会の制度等を積極的に活用し、スピーディーな対応に努めました。

※平成25年3月末に同法の期限は到来していますが、その後も当組合の対応方針はがら変わりなく、お客さまからのお借入に関するご相談、お申込みについて真摯な対応に努めています。

| 平成21年12月4日～令和3年3月31日の 実行件数 | |
|-------------------------------|---------|
| 中小企業者 | 29,120件 |
| 住宅資金借入者 | 1,070件 |

相談窓口=お問い合わせ先

貸付条件の変更等に関する相談は、本店および最寄りの営業店の窓口でお受けしております。
金融円滑化等ご相談窓口フリーダイヤル ☎ 0120-020-838
(受付時間: 当組合営業日の9:00～17:00)

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(単位: 件)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------------|--------|-------|-------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 148 | 433 | 875 |
| 保証契約を変更した件数 | 0 | 0 | 2 |

主な事業の内容・営業のご案内

主要な事業の内容

| | | |
|------------------|--|---|
| A. 預金業務 | (イ)預 金 (ロ)譲渡性預金 | 当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。 譲渡可能な定期預金を取扱っております。 |
| B. 貸出業務 | (イ)貸 付 (ロ)手形の割引 | 手形貸付、証書貸付、及び当座貸越を取扱っております。 銀行引受手形、商業手形、及び荷付為替手形の割引を取扱っております。 |
| C. 商品有価証券売買業務 | | 取扱っておりません。 |
| D. 有価証券投資業務 | | 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。 |
| E. 内国為替業務 | | 送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。 |
| F. 外国為替業務 | | 全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する業務を行っております。 |
| G. 社債受託及び登録業務 | | 取扱っておりません。 |
| H. 金融先物取引等の受託等業務 | | 取扱っておりません。 |
| I. 附帯業務 | (イ)債務の保証業務 (ロ)有価証券の貸付業務 (ハ)国債等の引受け及び 引受け国債等の募集の取扱業務 (二)代理業務 (ホ)信託会社又は信託業務を営む 金融機関の業務の代理又は媒介 (ヘ)地方公共団体の公金取扱業務 (ト)株式払込金の受入代理業務及び 株式配当金の支払代理業務 (チ)保護預り及び貸金庫業務 (リ)振替業 (ヌ)両替 (ル)保険商品の窓口販売 (ヲ)電子債権記録業に係る業務 | (a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務 (b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (c)日本銀行の歳入復代理店業務 オリックス銀行(株)、みずほ信託銀行(株) (a)損害保険 ・住宅ローン関連の長期火災保険 ・店舗併用住宅関連の長期火災保険 ・団体傷害保険 (b)生命保険 ・医療保険 |

営業のご案内

ご預金

| 種類 | 特色 | 預入金額 | 預入期間 |
|-------------------------------|--|--|---|
| 総合口座 | 有利に増やして、便利に使える口座です。出し入れ自由の普通預金、お利息の有利な定期預金、いざという時の自動融資の3つが1冊の通帳にセットされ、自動融資は定期預金合計の90%、最高500万円までご利用できます。 | | |
| 貯蓄預金 | 必要な時にはいつでもお引き出しができます。 I型とII型の2種類あります。 | I型基準残高 30万円、100万円、300万円 II型基準残高 10万円 | 出し入れ自由 |
| 普通預金 | いつでも出し入れ自由で、おサイフ代わりにお使いいただけます。また公共料金などの自動支払いや各種カードの決済口座としてご利用できます。 | 1円以上 | 出し入れ自由 |
| 無利息型普通預金 | 決済用預金の3条件（無利息・要求払い・決済サービスの提供）を満たす預金です。預金保険制度により全額保護されます。 | 1円以上 | 出し入れ自由 |
| 当座預金 | 小切手や手形をご利用されるご預金で、代金決済に便利です。 | 1円以上 | 小切手が支払いのために呈示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合に支払います。 |
| 納税準備預金 | 納税にあてる資金に限って預け入れるための預金です。利息は非課税（納税目的以外では課税）です。 | 1円以上 | ご入金は自由 お引き出しは納税時 |
| 通知預金 | まとまった資金を短期間預ける場合に利用される預金です。 | 1万円以上 | 7日以上（お引き出しの2日前にご通知ください） |
| 〈スーパー定期〉 自由金利型 定期預金（M型） | 多様な資金運用にお応えできるご預金で、短期間でも有利な運用ができ、しかも確定利回りですから安心です。 | 1,000円以上（1円単位） | 定型方式 1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年 2年・3年・4年・5年 満期日指定方式 1ヶ月超5年末満 |
| 〈大口定期〉 自由金利型 定期預金 | 1,000万円以上の大口の資金運用に適した自由金利定期預金です。 | 1,000万円以上（1円単位） | 定型方式 1ヶ月・3ヶ月 6ヶ月・1年・2年 3年・4年・5年 満期日指定方式 1ヶ月超5年末満 |
| 期日指定 定期預金 | 1年ごとの複利計算で有利に大きく増やします。1年経過後は1ヶ月以上前に期日を指定していただければ自由に払い出しができる便利さを備えています。個人専用です。 | 1,000円以上 300万円未満（1円単位） | 据置期間 1年 最長預入期間 3年 |
| 変動金利 定期預金 | 金利は固定金利ではなく、金融情勢によって6ヶ月ごとに変わる定期預金です。 | 1,000円以上（1円単位） | 1年・2年・3年 |
| 据置期間後 解約自由定期預金 | 6ヶ月経過後に預入期間に応じた利率で自由に払い出しができる定期預金です。 | 1,000円以上 1,000万円未満（1円単位） | 据置期間 6ヶ月 最長預入期間 5年 |
| 定期積金 | ご結婚やご入学など、使途目的に合わせて、毎月一定額を無理なく積立てる、計画貯蓄に最適です。 | 月額 1,000円以上（1,000円単位） | 積立期間 6ヶ月～5年 |
| 譲渡性預金 (NCD) | 満期日前に譲渡することができるご預金で大口の余裕資金の運用に便利です。 | 5,000万円以上 | 2週間以上 2年以内 |
| 財産形成 預金 | お勤め先の財産形成制度を通じ、給料やボーナスからの天引きで、自動的にまとまった財産形成ができます。財形住宅預金と財形年金預金を合わせて、元金・利息合計550万円まで非課税です。また住宅ローンもご利用いただけます。 | 1,000円以上 | 一般預金…積立期間3年以上 住宅預金…積立期間5年以上 年金預金 |

ご融資【個人ローン】

| 種類 | 特色 | ご融資額 | ご融資期間 |
|------------------|--------------------------------------|-----------|-----------------|
| アパートローン | 個人賃貸用アパート・マンションの建築、増改築、借換資金にご利用ください。 | 3億円以内 | 30年以内かつ法定耐用年数以内 |
| フリーローン (チョイス) | お使いみちはご自由です。（事業資金は除きます） | 1,000万円以内 | 10年以内 |
| クリーン マイカーローン2 | 車のご購入にお使いください。 | 1,000万円以内 | 10年以内 |
| シルバーライフ ローン | 健康で文化的な生活資金にご利用ください。（60歳以上81歳未満の方） | 100万円以内 | 5年以内 |

営業のご案内

ご融資【個人ローン】

| 種類 | 特色 | ご融資額 | ご融資期間 |
|---------------------|---|---------------------------------------|-------|
| カードローン (大信アラカルト) | 必要なときに自由にお使いになります。 | 30万型・50万型・100万型・ 200万型・300万型・500万型 | 65歳まで |
| 教育ローン（まなび） | 受験料・入学金・授業料などのお支払いにご利用ください。 | 1,000万円以内 | 15年以内 |
| リフォームローン・ワイド | お住まいのリフォームにご利用ください。 | 1,000万円以内 | 15年以内 |
| ホームローン (マイ・プラン) | 1.お取引内容により特例金利がご利用になります。 2.金利選択型（固定金利型（5年型・10年型）、変動金利型） 3.大信が保険料を負担する団体信用生命保険がつきます。 | 1億円以内 | 35年以内 |
| 変動金利型貸付金 | お使いみちはご自由です。 | 1億円以内 | 25年以内 |
| 大型フリーローン | お使いみちはご自由です。 | 1億円以内 | 10年以内 |

ご融資【事業ローン】

| 種類 | 特色 | ご融資額 | ご融資期間 |
|----------------------------|--------------------------------|----------------------|------------------------|
| 変動金利型 貸付金 | 事業資金にご利用ください。 | ご融資限度額は定めて おりません。 | 設備資金25年以内 運転資金15年以内 |
| 一定期間固定金利 「チャンス」 | 事業資金にご利用ください。 | 2億円以内 | 20年以内 |
| プラスサポート 2500 (個人事業者) | 東京都・保証会社と地域金融機関が連携した保証融資です。 | 2,500万円以内 | 7年以内 |
| れんけい2500 (法人) | | | |
| 環境改善ローン 「かいてき」 | 職場環境改善のための設備の設置、改造、修理にご利用ください。 | 5,000万円以内 | 10年以内 |
| サポート500 | 八王子商工会議所会員向け事業資金です。 | 500万円以内 | 7年以内 |

ご融資【事業再生資金】

| 種類 | 特色 | ご融資額 | ご融資期間 |
|-----------------------|---|---------------|---------------------------------------|
| 一般再生資金 『リニューアル』 | 事業再生に向けた運転資金・設備資金や財務キャッシュフロー改善のための資金です。 | 1億円以内（10万円単位） | 運転資金20年以内、設備資金は残存耐用年数以内 |
| 超長期事業資金 『スーパー長』 | 建築資金などの設備資金や借換え資金にご利用ください。 | 1億円以内（10万円単位） | 設備資金50年以内（残存耐用年数以内、借地権の残存年数以内） |
| 資本対策資金 『キャピタルプラス』 | 資本の充実を図るために必要な長期資金や経営基盤強化に必要な長期資金です。 | 5億円以内（10万円単位） | 25年以内 |
| 事業者二世代ローン 『二世代』 | 事業を営まれている方の事業継承をするために必要な資金にご利用ください。 | 1億円以内（10万円単位） | 運転資金15年以内、設備資金は対象設備の残存耐用年数以内 |
| 賃貸ビル業肩代わり資金 『オーナー』 | 資産形成資金および他金融機関の肩代わり資金です。 | 5億円以内（10万円単位） | 運転資金10年以内、設備資金は対象設備の残存耐用年数以内（最高50年以内） |

大信の「金融商品に係る勧誘方針」について

大信は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正な確保を図ることとしております。

- 1.大信は、お客さまの資金運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
 - 2.商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、大信は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
 - 3.大信は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
 - 4.大信は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
- ※金融商品の販売等に係る勧説について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

主な手数料一覧

令和3年7月1日現在

※下記手数料はすべて消費税込の金額です

振込手数料 (窓口)

| 宛 先 | | 金額区分 | 手数料 |
|----------------|-------|----------------|--------------|
| 当組合本支店 自店内宛 | 5万円未満 | 220円 | |
| | 5万円以上 | 440円 | |
| 他行宛 | 電信扱い | 5万円未満 5万円以上 | 660円 880円 |
| | 文書扱い | 5万円未満 5万円以上 | 660円 880円 |

◎給与振込手数料は1件(他行宛) 110円 当組合宛は無料

送金・代金取立手数料

| 種 類 | 当組合本支店 自店内宛 | 他行宛 | |
|------------------------|----------------|--|----------------|
| 送金手数料 | 1件につき 440円 | 電信扱い1件につき 普通扱い1件につき (送金小切手) | 880円 660円 |
| 振込・送金 の組戻料 | 1件につき 220円 | 1件につき | 660円 |
| 代金取立手数料 (東京・横浜交換除く) | 無料 | 至急扱1通につき 普通扱1通につき | 1,100円 990円 |
| 取立手形組戻料 (東京・横浜交換除く) | 無料 | 1通につき | 1,100円 |
| 依頼返却手数料 | 無料 | 1通につき | 1,100円 |
| 不渡手形返却料 (東京・横浜交換除く) | 無料 | 1通につき | 1,100円 |
| 取立手形 店頭呈示料 | 無料 | 1通につき ただし、1,000円を超える実費を要する場合は、その実費を申し受けます | 1,100円 |

小切手・手形帳発行等手数料

| 内 容 | 料 金 |
|------------------------------|---------------------------|
| □口座開設 | 3,300円 |
| □手形用紙の発行(1枚) | 550円 |
| 自己宛小切手の発行(1枚) | 550円 |
| 手形帳発行(1冊) | 1,100円 |
| 小切手帳発行(1冊) | 660円 |
| 残高証明書の発行(1通) 未払利息証明発行(1通) | 550円 |
| 取引履歴等証明書の発行(1件) | 5年未満 5年以上10年以下 10年超 |
| 預金証書・通帳の再発行 | (1枚あるいは1冊) |
| キャッシングカードの再発行(1枚) | 1,100円 |
| 貸金庫手数料 | 8,360円~33,000円 |
| 国債の口座管理手数料 | 無料 |
| 会場使用料・株式等払込手数料 | 規定料金に消費税(10%)を加えた価格 |

振込手数料 (ATM)

| 種類 | 利用時間帯 | 金額区分 | 利用カード種類 | | 現 金 | |
|-----|-------------|--------------------|------------------|------|------------------|------|
| | | | 当組合カード | | 提携金融機関カード | |
| | | | 当組合本支店宛・ 自店内宛 | 他行宛 | 当組合本支店宛・ 自店内宛 | 他行宛 |
| 平日 | 8:00~8:45 | 5万円未満 | 110円 | 440円 | 330円 | 660円 |
| | | 5万円以上 | 330円 | 660円 | 550円 | 880円 |
| | 8:45~18:00 | 5万円未満 | 110円 | 440円 | 220円 | 550円 |
| | | *注)提携金融機関 5万円以上 | 330円 | 660円 | 440円 | 770円 |
| | 18:00~21:00 | 5万円未満 | 110円 | 440円 | 330円 | 660円 |
| | | 5万円以上 | 330円 | 660円 | 550円 | 880円 |
| | 8:45~14:00 | 5万円未満 | 110円 | 440円 | 220円 | 550円 |
| | | *注)提携金融機関 5万円以上 | 330円 | 660円 | 440円 | 770円 |
| | 14:00~17:00 | 5万円未満 | 110円 | 440円 | 330円 | 660円 |
| | | 5万円以上 | 330円 | 660円 | 550円 | 880円 |
| 日曜日 | 8:45~17:00 | 5万円未満 | 220円 | 550円 | 330円 | 660円 |
| 年末 | 8:45~17:00 | 5万円未満 | 110円 | 440円 | 330円 | 660円 |
| | | *注)提携金融機関 5万円以上 | 330円 | 660円 | 550円 | 880円 |

*注 提携金融機関・・・取扱いは9:00からとなります。

◎店舗・利用カードによっては、利用日・利用時間帯が異なります。

◎現金振込ができない店舗もございます。

◎現金振込(平日)は8:45~15:00までとなります。

◎振込金額は当組合カードでは500千円まで、他金融機関カードは発行金融機関の限度額までご利用いただけます。

ATM利用手数料 (お引き出し/ご入金1回につき)

| 種類 | 利用時間帯 | カード種類 | | | | |
|-----|-------------|--------|-----------|-----------|-------|------------------|
| | | 当組合カード | 提携信用組合カード | 提携金融機関カード | 郵貯カード | キャッシング(クレジットカード) |
| 平日 | 8:00~8:45 | 無料 | 220円 | 220円 | 220円 | 無料 |
| | 8:45~18:00 | | (※) | 110円 | 110円 | |
| | 18:00~21:00 | | 220円 | 220円 | 220円 | |
| 土曜日 | 8:45~9:00 | 無料 | お取扱いできません | | | |
| | 9:00~14:00 | | (※) | 110円 | 110円 | 無料 |
| | 14:00~17:00 | | 220円 | 220円 | 220円 | 110円 |
| 日祝日 | 8:45~9:00 | 日祝日 | 110円 | お取扱いできません | | |
| 年末日 | 9:00~17:00 | 年末日 | 無料 | 220円 | 220円 | 220円 |

*お引き出しの場合、提携信用組合は無料。その他110円。(提携信用組合については、窓口にお尋ね下さい)

*ご入金の場合は、110円。

◎お借入またはご返済金額が10千円以下の場合は、110円となる場合があります。

◎1日あたりのお引き出しは500千円まで(他金融機関カードは発行金融機関の限度額まで)、ご入金は1回990千円(入金枚数99枚)までご利用できます。

◎店舗・利用カードによって利用日・時間帯が異なります。

※下記手数料はすべて消費税込の金額です

インターネット・モバイルバンキング年間利用手数料

| | | |
|---------|--------|--|
| 年間利用手数料 | 1,320円 | 代表利用口座より、毎年、お申込月の第一営業日に口座振替により引落させていただきます。 なお、申込後1年間は無料とさせていただき、1年後から向こう1年間分を引落させていただきます。 |
|---------|--------|--|

ビジネスバンキング月額基本料

| | | |
|------------------------|--------|---|
| 照会・振込振替サービス | 1,100円 | 代表口座より毎月10日(休日の場合は翌営業日)に口座振替により引落させていただきます。 |
| 照会・振込振替サービス +データ伝送サービス | 2,750円 | |

振込手数料(インターネット・モバイルバンキング)

| 宛先 | 振込・振替・総合振込 5万円未満 | 振込・振替・総合振込 5万円以上 | 給与(賞与)振込 |
|--------|---------------------|---------------------|----------|
| 自店内宛 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 当組合本支店 | 110円 | 220円 | 無料 |
| 他行宛 | 330円 | 440円 | 55円 |

※総合振込および給与(賞与)振込は、ビジネスバンキングでデータ伝送サービスをご契約いただいているお客さまのみが対象となります。

融資関係手数料

| 内 容 | 料 金 | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1.不動産担保事務取扱い | | |
| (1) 新規設定(1件) | 55,000円 | |
| (2) 極度増額・追加担保・担保差替(1件) | 11,000円 | |
| (3) 不動産担保抹消手数料((根)抵当権1件につき) | 5,500円 | |
| ※抹消同行の場合 都内11,000円 左記以外22,000円(上記手数料含む) | | |
| 2.各種ローン事務取扱い | | |
| (1) 証書貸付(小口消費者ローンを除く、返済期間5年超の契約) | | |
| ① 全額繰上げ返済 | 繰上返済手数料 | 他行借換により返済する場合(保証付・ホームローン除く) |
| ア.ご融資後3年以内 | 22,000円 | 債務残高×1.5%+消費税 |
| イ. // 3年超5年以内 | 11,000円 | 債務残高×1.0%+消費税 |
| ウ. // 5年超 | 5,500円 | 債務残高×0.5%+消費税 |
| ② 内入れ返済及びそれに伴う返済方法の変更 | | 5,500円 |
| ③ 固定・変動金利選択型融資の固定金利選択手数料 | | 5,500円 |
| (2) 新規融資事務用紙代一式 | | 1,100円 |
| (3) 返済予定表再発行手数料 | | 550円 |
| (4) ローンカード再発行手数料 | | 1,100円 |
| (5) 支払利息証明書発行手数料 | | 220円 |

- ① 繰上げ返済のできる日は、金銭消費貸借契約書上に定める毎月の約定返済日とし、約定日の10営業日前までに当組合所定の書式(証書貸付繰上返済・返済方法変更申込書)を提出していただきます。
(10営業日に満たない場合は翌月の約定日が返済日となります。)
- ② 手数料金額に変更があった場合は変更後の手数料金額を適用させていただきます。
但し、金銭消費貸借契約書(特約付)でのご契約で手数料内容の記載がある場合は、記載内容の手数料金額とします。

円貨両替手数料・新券両替手数料(窓口)

| ご希望の金種の合計枚数 | 料 金 |
|-------------|---------------------|
| 1枚～200枚 | (注) 330円 |
| 201枚～400枚 | 550円 |
| 401枚～1,000枚 | 880円 |
| 1,001枚以上 | ※以降200枚ごとに330円加算します |

(注)当組合に口座のある方は、一人1日1回50枚迄に限り無料。ただし同日中の2回目(以降)の取引については取引枚数に応じた手数料となります。(新券も同様)

◎取扱枚数については、お客様のお持ちいただいた紙幣・硬貨の枚数と両替された紙幣・硬貨の枚数の多い方を基準に手数料を計算いたします。

◎現金払戻しによる金種を指定した場合は、指定枚数に応じた手数料となります。

円貨両替機利用手数料(両替機設置店舗)

| ご希望の金種の合計枚数 | 料 金 |
|-------------|----------|
| 1枚～200枚 | (注) 300円 |
| 201枚～400枚 | 500円 |
| 401枚～1,000枚 | 800円 |

(注)当組合キャッシュカードをお持ちの方は、一人1日1回50枚迄に限り無料です。

(注)十条銀座出張所・高円寺支店・三軒茶屋支店・福生支店は硬貨の両替はできません。

個人データ開示手数料

| 内 容 | 料 金 |
|-----------------------|---------------------------|
| 基本料金(氏名・住所・生年月日・電話番号) | 1,100円 |
| 追加1項目につき | 330円 |
| 取引明細 (取引履歴) | 5年未満 5年以上10年以下 10年超 |
| | 550円 1,100円 2,200円 |

主債務の履行状況に関する情報のご提供手数料

| 内 容 | 料 金 |
|-----------|--------|
| 主債務者1名につき | 2,200円 |

大信の沿革

| 歴代 理事長 | | | |
|---------------------|---|--|-----------------------|
| 1950年 ～ 1959年 | 1952年 8月 東京蓄産信用協同組合を、港区芝高浜町に設立 | 1952年 9月 東京蓄産信用協同組合の業務開始 (9月6日を創立記念日と定める) | 森下 理事長 昭和27年9月～ |
| 1960年 ～ 1969年 | 1953年 6月 東京蓄産信用協同組合を東京蓄産信用組合に改称 | 1955年 8月 日東信用組合を吸収合併、これを機に地域信用組合に転換 | |
| 1970年 ～ 1979年 | 1959年 8月 東京都公金収納取扱を開始 | 1959年 10月 組合名を大東京信用組合に改称 | |
| 1980年 ～ 1989年 | 1962年 2月 預金量70億円突破、全国信用組合中第1位となる | 1962年 9月 創立10周年を記念し、「財団法人あすなろ会」を創設 | 関水 理事長 昭和50年2月～ |
| 1990年 ～ 1999年 | 1963年 3月 預金量100億円突破 | 1970年 4月 営業時間を平日午後7時までに変更 | |
| 2000年 ～ 2009年 | 1971年 3月 預金量500億円突破 | 1972年 11月 新本店を港区東新橋2丁目に建設・移転 | |
| 2010年 ～ 2020年 | 1973年 9月 第一次オンライン(預金)稼働 | 1973年 12月 預金量1,000億円突破 | |
| | 1975年 2月 初代理事長森下長平の逝去により関水誠が第2代理事長に就任 | 1981年 6月 預金量2,000億円突破 | 平井 理事長 平成7年5月～ |
| | 1983年 2月 新オンラインシステム稼働 | 1983年 3月 ATM(現金自動預払機)第一号稼働(1984年7月全店設置完了) | |
| | 1988年 4月 「国債窓販」業務(代理方式)取扱を開始 | 1992年 4月 日本銀行歳入復代理店として認可 | |
| | 1992年 5月 関水理事長が全国信用協同組合連合会の理事長に就任 | 1994年 4月 国債窓販業務がスタート | |
| | 1994年 4月 日本銀行歳入復代理店として全店が許可を受ける | 1994年 4月 午後7時までの営業時間を午後4時までに変更 | |
| | 1995年 5月 関水会長・平井理事長新体制スタート | 1997年 4月 自営オンラインから共同オンライン(SKC)に移行 | |
| | 1997年 4月 午後7時までの営業時間を午後4時までに変更 | 1997年 5月 関水前理事長「勲四等」に叙せられ「旭日小綬章」受章 | |
| | 1997年 5月 平井会長・石井理事長新体制スタート | 1998年 6月 平井会長・石井理事長新体制スタート | |
| | 1998年 11月 品川信用組合の事業譲受けを完了(6店舗譲受け) | 1998年 11月 振興信用組合の事業譲受けを完了(6店舗譲受け) | 平成10年6月～ |
| | 2001年 5月 三栄信用組合の事業譲受けを完了(7店舗譲受け) | 2002年 5月 第三信用組合の事業の一部譲受けを完了(1店舗譲受け) | |
| | 2002年 7月 (財)あすなろ会と共に第1回合同局講演会を開催 | 2002年 11月 (2019年7月までに18回開催) | |
| | 2003年 3月 多摩地区の企業経営者組織「だいしん経営研究会」(しん研)発足 | 2006年 6月 中津川理事長新体制スタート | 平成18年6月～ |
| | 2006年 11月 石井前理事長「黄綬褒章」受章 | 2007年 12月 東京建設信用組合と合併 | |
| | 2009年 6月 中津川理事長が全国信用組合中央協会の会長に就任 | 2009年 6月 多摩地区的若手企業経営者組織「だいしん経営研究会青年部会」(しん研青年部会) 第1回総会開催 | |
| | 2010年 6月 中津川会長・安田理事長新体制スタート | 2011年 6月 大信のイメージキャラクター誕生 | 平成22年6月～ |
| | 2011年 6月 中津川会長「旭日小綬章」受章 | 2012年 4月 中津川会長「旭日小綬章」受章 | |
| | 2012年 9月 創立60周年を迎える(前年6月より各種イベントを実施) | 2012年 9月 預金量5,000億円を達成 | |
| | 2012年 11月 「経営革新等支援機関」の第一号認定を受ける | 2013年 6月 安田理事長新体制スタート | |
| | 2013年 10月 城南地区的若手企業経営者組織「大信ひまわりの会城南ブロック」発足 (2015年3月までに城西・城東・城北・中央各ブロックが発足) | 2013年 10月 安田理事長が東京商工会議所1号議員に当選 | |
| | 2013年 10月 安田理事長が東京商工会議所1号議員に当選 | 2014年 10月 日本政策金融公庫と業務提携 | |
| | 2014年 12月 北部信用組合との合併基本協定書調印 ※2015年3月に合併契約書を締結 | 2014年 12月 大信イメージキャラクターの名前が「大くん」、「心ちゃん」に決定 | 柳沢 理事長 平成28年6月～ |
| | 2015年 7月 北部信用組合と合併 | 2015年 12月 安田会長・柳沢理事長新体制スタート | |
| | 2016年 6月 安田会長・柳沢理事長が関東信用組合連合健康保険組合の理事長に就任 | 2017年 4月 柳沢理事長が関東信用組合連合健康保険組合の理事長に就任 | |
| | 2020年 5月 柳沢理事長が東京都信用組合協会の会長に就任 | 2020年 6月 柳沢会長・内田理事長新体制スタート | 内田 理事長 令和2年6月～ |
| | 2020年 6月 柳沢会長が全国信用組合中央協会の会長に就任 | 2021年 6月 柳沢会長が全国信用組合中央協会の会長に就任 | |

地域社会に密着する大信の店舗網

営業地区 東京都一円（離島を除く）

2021年3月期 ディスクロージャー誌（資料編）

大東京信用組合の概要



■ATM設置状況（令和3年7月1日現在）

| 区分 | ATM (現金自動預払機) |
|-----|------------------|
| 店舗内 | 72台 |
| 店舗外 | 2台 |
| 計 | 74台 |

店舗一覧

令和3年7月1日現在

- 本 部 〒105-8610 港区東新橋2-6-10
● 本 店 営 業 部 〒105-8610 港区東新橋2-6-10
○ 品川駅東口支店 〒108-0075 港区港南2-3-1
● 十 条 支 店 〒114-0034 北区上十条2-31-1
○ 目 黒 支 店 〒153-0064 目黒区下目黒6-18-25
● 高 円 寺 支 店 〒166-0003 杉並区高円寺南4-45-4
○ 亀 戸 支 店 〒136-0071 江東区亀戸1-27-9
○ 蒲 田 支 店 〒144-0052 大田区蒲田4-22-17
○ 日 暮 里 支 店 〒116-0014 荒川区東日暮里5-11-5
○ 新 宿 支 店 〒160-0022 新宿区新宿5-1-1
○ 三 軒 茶 屋 支 店 〒154-0024 世田谷区三軒茶屋2-14-10
○ 新 小 岩 支 店 〒124-0023 葛飾区東新小岩5-2-6
● 大 塚 支 店 〒170-0004 豊島区北大塚1-34-12
○ 銀 座 支 店 〒104-0061 中央区銀座2-12-9
○ 吉 祥 寺 支 店 〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町4-10-10
● 恵 比 寿 支 店 〒150-0021 渋谷区恵比寿西2-7-8
○ 常 盤 台 支 店 〒174-0063 板橋区前野町2-4-2
● 戸 越 支 店 〒142-0041 品川区戸越2-6-1
○ 府 中 支 店 〒183-0023 府中市宮町1-33-11
○ 押 上 支 店 〒130-0002 墨田区業平4-1-2
● 田 町 駅 前 支 店 〒108-0014 港区芝5-16-2
● 荏原町駅前支店 〒142-0053 品川区中延5-1-1
○ 福 生 支 店 〒197-0011 福生市福生1004
● 品 川 支 店 〒140-0004 品川区南品川2-17-6
○ 西 蒲 田 支 店 〒146-0094 大田区東矢口3-20-5
○ 駒 沢 支 店 〒154-0012 世田谷区駒沢3-22-1
○ 大 井 支 店 〒140-0011 品川区東大井6-9-6
● 八 王 子 営 業 部 〒192-0081 八王子市横山町24-1
○ 中野山王出張所 〒192-0042 八王子市中野山王3-5-9
○ 曰 野 支 店 〒191-0011 曰野市曰野本町2-18-11
○ 西 八 支 店 〒193-0835 八王子市千人町2-3-18
○ 石 川 支 店 〒192-0032 八王子市石川町522-4
○ 青 山 支 店 〒107-0061 港区北青山2-12-32
● 保 谷 支 店 〒178-0064 練馬区南大泉4-55-5
○ 立 川 支 店 〒190-0011 立川市高松町2-11-24
○ 堀 ノ 内 支 店 〒166-0013 杉並区堀ノ内3-3-15
● 三 鷹 支 店 〒181-0013 三鷹市下連雀3-35-1
○ 東 大 和 支 店 〒207-0014 東大和市南街3-55-8
○ 荻 窪 支 店 〒167-0043 杉並区上荻1-19-9
● 富 士 見 台 支 店 〒177-0034 練馬区富士見台2-18-5
○ 浅 草 支 店 〒111-0034 台東区雷門2-17-14
○ 三 ノ 輪 支 店 〒110-0011 台東区三ノ輪1-8-1
○ 花 畑 支 店 〒121-0061 足立区花畠4-37-16
○ 足 立 支 店 〒123-0845 足立区西新井本町4-8-16

- ☎03(3436)0111(代)
☎03(3436)0121(代)
☎03(3474)8326(代)
☎03(3907)5111(代)
☎03(3711)5656(代)
☎03(3318)1111(代)
☎03(3685)3351(代)
☎03(3732)3221(代)
☎03(3802)8181(代)
☎03(3356)2151(代)
☎03(3424)3181(代)
☎03(3691)9536(代)
☎03(3918)6411(代)
☎03(3542)8051(代)
☎0422(22)9221(代)
☎03(3463)0561(代)
☎03(3969)2535(代)
☎03(3786)5121(代)
☎042(363)7511(代)
☎03(3625)5001(代)
☎03(3453)3201(代)
☎03(3786)8161(代)
☎042(553)0611(代)
☎03(3474)1333(代)
☎03(3738)1106(代)
☎03(3414)0151(代)
☎03(5493)1911(代)
☎042(642)0201(代)
☎042(626)4111(代)
☎042(582)2121(代)
☎042(661)6221(代)
☎042(646)3011(代)
☎03(3401)0145(代)
☎03(3924)3311(代)
☎042(524)6681(代)
☎03(3311)1141(代)
☎0422(48)2311(代)
☎042(567)2011(代)
☎03(3391)1931(代)
☎03(3999)7163(代)
☎03(3842)2011(代)
☎03(3876)2251(代)
☎03(3859)2111(代)
☎03(3898)2111(代)

ATMコーナー

平日は全店稼働しております。休日等の稼働については次のとおりになっております。

- 印店舗：土・日・祝日・年末日稼働
◎印店舗：土・日・年末日稼働
○印店舗：土・年末日稼働

祝日稼働は、お正月の1月1日
～3日を含みます。

店舗外ATM(無人)

- 京浜蒲田出張所 〒144-0052 大田区蒲田4-5-7
○ 十条銀座出張所 〒114-0031 北区十条仲原1-5-9

財務諸表

令和2年度決算の概況

【経営環境】

令和2年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により東京オリンピック・パラリンピックが延期されたことに始まり、二度にわたる緊急事態宣言が発令されるなど、経済活動が停滞し4-6月期の実質GDPはリーマンショックを上回る過去最大の落ち込みとなりました。その後、政府による資金繰り支援策やGoToキャンペーンなどの効果もあり、一時プラスに転じましたが、先行きが見通せない状況で推移しております。特に、当組合の主要なお取引先である中小企業・小規模事業者等に対する感染拡大の影響は大きく、一部の業種で回復の兆しありものの、多くの事業者等においては事業の縮小や営業時間の短縮などを余儀なくされ、未だ収束が見えず厳しい状況が続いております。

こうした環境下、当組合は「感染症で苦境に陥っているお取引先に対する資金支援及び事業継続支援を事業の最重要課題」と位置づけ取り組んでまいりました。その結果、当期の業績は以下の通りとなりました。

【令和2年度の業績】

1. 損益の状況

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金、株式等売却益が増加したこと等により、前事業年度に対し4億10百万円増加し101億93百万円となりました。

経常費用は、経費の増加、国債等債券償却を計上したこと等により、前事業年度に対し4億14百万円増加し85億24百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に対し4百万円減少し16億69百万円、当期純利益は前事業年度に対し20百万円増加し12億15百万円となりました。

2. 資産・負債の状況

預金積金残高は多くのお客さまからご信頼をいただいた結果、前事業年度に対し461億33百万円増加の6,498億87百万円となりました。貸出金残高は、コロナ禍で苦境に陥っている中小企業・小規模事業者への円滑・迅速な資金供給に向けて役職員一丸となって取り組んだ結果、前事業年度を271億6百万円上回る3,449億84百万円となりました。

また、総資産額は、預金残高が増加したことから前事業年度に対し495億98百万円増加となる6,901億52百万円となりました。

3. 自己資本比率の状況

金融機関の健全性・安全性の指標となる「自己資本比率」は、分子となる「自己資本の額」が内部留保の増加等により8億41百万円増加し、分母となる「リスク・アセット等の合計額」が101億70百万円減少したことから、9.51%と前事業年度に対し0.51ポイント上昇しました。国内のみで業務を行う金融機関に求められる4%を大きく上回っており、十分な健全性・安全性を維持しております。

主要な経営指標等の推移

(単位：利益は千円、残高は百万円)

| | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 利 益 等 | 経常収益 | 9,924,399 | 10,312,287 | 9,513,607 | 9,783,296 | 10,193,356 |
| | 経常利益 | 1,751,047 | 2,414,239 | 1,571,873 | 1,673,655 | 1,669,045 |
| | 当期純利益 | 1,349,033 | 1,654,336 | 1,136,347 | 1,195,321 | 1,215,471 |
| | 出資に対する配当金 | 260,640 | 263,896 | 265,570 | 265,310 | 263,489 |
| | 普通出資に対する配当金 | (2.0%) 260,640 | (2.0%) 263,896 | (2.0%) 265,570 | (2.0%) 265,310 | (2.0%) 263,489 |
| 残 高 等 | 預金積金残高 | 565,208 | 574,375 | 588,171 | 603,753 | 649,887 |
| | 貸出金残高 | 305,896 | 303,536 | 312,042 | 317,877 | 344,984 |
| | 有価証券残高 | 75,698 | 70,407 | 72,631 | 97,463 | 119,850 |
| | 総資産額 | 601,006 | 612,040 | 626,638 | 640,553 | 690,152 |
| | 純資産額 | 31,335 | 32,624 | 33,551 | 33,182 | 35,709 |
| | 自己資本比率 (%) | 9.07 | 9.36 | 9.17 | 9.00 | 9.51 |
| | 出資総額 | 14,778 | 14,844 | 14,892 | 14,907 | 14,606 |
| | 出資総口数 (口) | 13,228,754 | 13,294,263 | 13,342,065 | 13,357,412 | 13,056,282 |
| | 職員数 (人) | 625 | 604 | 591 | 588 | 597 |

(注) 残高計数は期末日現在のものです。

財務諸表

●財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 科 目 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | 金 額 | 金 額 | | 金 額 | 金 額 |
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 現金 | 6,908,400 | 7,778,245 | 預金積金 | 603,753,969 | 649,887,899 |
| 預け金 | 200,335,900 | 200,188,878 | 当座預金 | 8,257,817 | 8,731,420 |
| 有価証券 | 97,463,028 | 119,850,297 | 普通預金 | 162,701,472 | 215,096,087 |
| 国債 | — | 9,512,450 | 貯蓄預金 | 982,911 | 950,987 |
| 地方債 | 6,393,993 | 6,558,801 | 通知預金 | 1,281,855 | 1,344,071 |
| 社債 | 64,897,311 | 73,728,064 | 定期預金 | 400,499,319 | 395,700,371 |
| 株式 | 6,021,935 | 6,628,982 | 定期積金 | 25,186,924 | 23,818,234 |
| その他の証券 | 20,149,788 | 23,421,998 | その他の預金 | 4,843,668 | 4,246,727 |
| 貸出金 | 317,877,927 | 344,984,282 | 借用金 | — | 700,000 |
| 割引手形 | 609,102 | 443,585 | 当座借越 | — | 700,000 |
| 手形貸付 | 8,758,196 | 5,874,206 | その他負債 | 2,263,468 | 2,361,463 |
| 証書貸付 | 306,216,083 | 337,102,190 | 未決済為替借 | 103,974 | 94,307 |
| 当座貸越 | 2,294,544 | 1,564,300 | 未払費用 | 315,857 | 419,256 |
| その他資産 | 4,168,381 | 4,474,332 | 給付補填備金 | 8,983 | 7,653 |
| 未決済為替貸 | 80,471 | 52,677 | 未払法人税等 | 358,231 | 371,121 |
| 全信組連出資金 | 2,932,300 | 2,932,300 | 前受収益 | 283,343 | 210,251 |
| 前払費用 | 55,351 | 61,899 | 払戻未済金 | 500,586 | 528,085 |
| 未収収益 | 323,756 | 724,862 | 払戻未済持分 | 26,237 | 36,808 |
| その他の資産 | 776,501 | 702,593 | 職員預り金 | 236,000 | 256,190 |
| 有形固定資産 | 12,172,380 | 12,067,078 | 資産除去債務 | 191,388 | 203,400 |
| 建物 | 3,298,490 | 3,454,491 | その他の負債 | 238,866 | 234,389 |
| 土地 | 7,974,420 | 7,974,420 | 賞与引当金 | 213,827 | 215,565 |
| 建設仮勘定 | 183,496 | — | 退職給付引当金 | 343,676 | 366,112 |
| その他の有形固定資産 | 715,972 | 638,167 | 役員退職慰労引当金 | 355,728 | 314,042 |
| 無形固定資産 | 1,559,495 | 1,529,654 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 7,508 | 4,381 |
| ソフトウェア | 114,760 | 84,974 | 偶発損失引当金 | 98,684 | 263,003 |
| 借地権 | 1,414,953 | 1,414,953 | 繰延税金負債 | — | 21,947 |
| その他の無形固定資産 | 29,781 | 29,726 | 再評価に係る繰延税金負債 | 180,888 | 180,888 |
| 繰延税金資産 | 574,206 | — | 債務保証 | 153,525 | 126,950 |
| 債務保証見返 | 153,525 | 126,950 | 負債の部合計 | 607,371,277 | 654,442,254 |
| 貸倒引当金 | △659,676 | △847,527 | (純資産の部) | | |
| (うち個別貸倒引当金) | (△488,573) | (△477,860) | 出資金 | 14,907,412 | 14,606,282 |
| | | | 普通出資金 | 13,357,412 | 13,056,282 |
| | | | その他の出資金 | 1,550,000 | 1,550,000 |
| | | | 資本剰余金 | 1,050,000 | 1,050,000 |
| | | | 資本準備金 | 1,050,000 | 1,050,000 |
| | | | 利益剰余金 | 17,108,617 | 18,058,778 |
| | | | 利益準備金 | 4,516,700 | 4,688,700 |
| | | | その他利益剰余金 | 12,591,917 | 13,370,078 |
| | | | 特別積立金 | 10,880,000 | 11,640,000 |
| | | | (経営基盤強化積立金) | (10,880,000) | (11,640,000) |
| | | | 当期末処分剰余金 | 1,711,917 | 1,730,078 |
| | | | 組合員勘定合計 | 33,066,029 | 33,715,060 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | △351,891 | 1,526,722 |
| | | | 土地再評価差額金 | 468,155 | 468,155 |
| | | | 評価・換算差額等合計 | 116,263 | 1,994,878 |
| | | | 純資産の部合計 | 33,182,293 | 35,709,938 |
| | | | 負債及び純資産の部合計 | 640,553,570 | 690,152,192 |
| 資産の部合計 | 640,553,570 | 690,152,192 | | | |

損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------|-----------|------------|
| | 金額 | 金額 |
| 経常収益 | | |
| 資金運用収益 | 9,783,296 | 10,193,356 |
| 貸出金利息 | 8,698,973 | 8,979,152 |
| 預け金利息 | 7,145,913 | 7,246,114 |
| 有価証券利息配当金 | 278,184 | 255,136 |
| その他の受入利息 | 1,180,864 | 1,386,047 |
| 役務取引等収益 | 94,012 | 91,853 |
| 受入為替手数料 | 491,456 | 483,012 |
| その他の役務収益 | 173,975 | 168,566 |
| その他業務収益 | 317,480 | 314,445 |
| 国債等債券売却益 | 218,208 | 131,953 |
| その他の業務収益 | 172,964 | 113,429 |
| その他経常収益 | 45,243 | 18,524 |
| 償却債権取立益 | 374,658 | 599,237 |
| 株式等売却益 | 5,038 | 13,272 |
| その他の経常収益 | 355,600 | 575,660 |
| | 14,018 | 10,304 |
| 経常費用 | 8,109,641 | 8,524,310 |
| 資金調達費用 | 297,349 | 295,250 |
| 預金利息 | 292,186 | 291,000 |
| 給付補填備金繰入額 | 4,021 | 3,619 |
| 借用金利息 | — | △615 |
| その他の支払利息 | 1,141 | 1,246 |
| 役務取引等費用 | 400,488 | 375,186 |
| 支払為替手数料 | 85,730 | 83,368 |
| その他の役務費用 | 314,758 | 291,818 |
| その他業務費用 | 4,112 | 267,738 |
| 国債等債券償却 | — | 265,100 |
| その他の業務費用 | 4,112 | 2,638 |
| 経費 | 6,904,187 | 6,987,778 |
| 人件費 | 4,181,070 | 4,217,216 |
| 物件費 | 2,572,329 | 2,622,595 |
| 税金 | 150,787 | 147,966 |
| その他経常費用 | 503,502 | 598,355 |
| 貸倒引当金繰入額 | 88,939 | 187,851 |
| 貸出金償却 | — | 25 |
| 株式等売却損 | 10,227 | 70 |
| 株式等償却 | 235,758 | — |
| その他の経常費用 | 168,577 | 410,408 |
| 経常利益 | 1,673,655 | 1,669,045 |
| 特別利益 | 32 | — |
| 固定資産処分益 | 32 | — |
| 特別損失 | 25,243 | 10,409 |
| 固定資産処分損 | 25,243 | 10,409 |
| 税引前当期純利益 | 1,648,444 | 1,658,636 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 503,114 | 572,880 |
| 法人税等調整額 | △49,990 | △129,715 |
| 法人税等合計 | 453,123 | 443,165 |
| 当期純利益 | 1,195,321 | 1,215,471 |
| 緑越金（当期首残高） | 516,596 | 514,607 |
| 当期末処分剰余金 | 1,711,917 | 1,730,078 |

財務諸表

● 貸借対照表の注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、それ以外の時価のあるその他有価証券については、事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法は公示価格を基準として計上しております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建物 | 10年～39年 |
| その他 | 5年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
7. 外貨建の資産は、当事業年度末の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分償却）しており、その金額は722百万円であります。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定期間における平均値による貸倒実績率に基づき算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると認めた債務者に係る債権の予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定期間における最大値による貸倒実績率に基づき算定しております。

要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定期間における平均値による貸倒実績率に基づき算定しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものと認めた債務者に係る債権の予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定期間における平均値に必要な修正を加えた貸倒実績率に基づき算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（9年）による定額法により分割した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
(退職給付制度の概要)
確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(退職給付債務に関する事項)

| | |
|-------------|------------|
| 退職給付債務 | △ 2,433百万円 |
| 年金資産 | 2,502 |
| 未積立退職給付債務 | 68 |
| 未認識数理計算上の差異 | △ 434 |
| 退職給付引当金 | △ 366百万円 |

(退職給付債務等の計算の基礎に関する事項)

割引率 0.40% 長期期待運用収益率 1.00%

11. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金及び保証会社との契約に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は330百万円、延滞債権額は7,520百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 1.7. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は693百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 1.8. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,544百万円であります。
なお、15.から18.に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であり、かつ15.及び18.に掲げた債権額は部分償却後の金額であります。
- 1.9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,479百万円
- 2.0. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、443百万円であります。
- 2.1. その他の出資金1,550百万円は、平成19年12月10日に行った旧東京建設信用組合との合併により承継した優先出資金500百万円を平成20年3月28日に、平成14年3月29日に発行した優先出資金1,050百万円を平成23年10月3日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資金からその他の出資金に振替えたものであります。
- 2.2. 出資1口当たりの純資産額 2,735円07銭
- 2.3. 公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引、支援基金取引等のために預け金28,655百万円を担保として提供しております。
- 2.4. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、融資業務取扱要綱及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定及び特に管理を要する先への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部を始めとする融資関連部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、リスク管理部が業種別の運用状況等を測定し検証しております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する各種リスク管理の基本的な方針については理事会において審議し、当該方針に基づいたリスク管理方法や手続等の詳細を明記した諸規程に従い、ALM委員会において決定された運用方針に沿って、常務会管理の下、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、適宜、理事会等に報告しております。
- (ii) 働き変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、働き変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部及びリスク管理部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債のうち本業の資金収支の核となる「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」について、期末後1年間の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の「預け金」及び「預金積金」については、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いており、「貸出金」については種類・資金用途・商品区分に応じた金利変動幅を用いております。「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」について、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が10ペース・ポイント（0.1%）上昇したと想定した場合の時価は、921百万円減少するものと把握しております。
当変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を時価とみなす場合があります。

財務諸表

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|----------|---------|------|
| (1) 預け金 | 200,188 | 199,651 | △537 |
| (2) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | — | — | — |
| その他有価証券 (*) | 119,617 | 119,617 | — |
| (3) 貸出金 | 344,984 | 344,270 | — |
| 貸倒引当金 | △839 | | |
| | 344,145 | 344,270 | 125 |
| 金融資産計 | 663,951 | 663,538 | △412 |
| (1) 預金積金 | 649,887 | 650,021 | 133 |
| (2) 借用金 | 700 | 700 | — |
| 金融負債計 | 650,587 | 650,721 | 133 |

(*) その他有価証券には時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は含めておりません。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに元利金の合計を市場金利（Libor、Swap）で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額又は投資先から入手している基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金等を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借用金

借用金については、残存期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| 非上場株式 (*) | 233 |
| 全信組連出資金 (*) | 2,932 |
| 合 計 | 3,165 |

(*) 非上場株式及び全信組連出資金は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|---------|-------------|--------------|--------|
| 預け金 | 164,188 | 30,000 | — | 6,000 |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | — | — | — | — |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 9,382 | 49,417 | 22,702 | 9,707 |
| 貸出金（＊） | 76,600 | 112,472 | 75,857 | 72,204 |
| 合 計 | 250,171 | 191,889 | 98,559 | 87,911 |

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金及び借用金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------|---------|-------------|--------------|------|
| 預 金 積 金 | 600,487 | 49,385 | 1 | 13 |
| 借 用 金 | 700 | — | — | — |
| 合 計 | 601,187 | 49,385 | 1 | 13 |

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

2.6. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

| 貸借対照表 計 上 額 | 取得原価 | 差 額 |
|----------------|----------|--------|
| 株 式 3,665百万円 | 2,749百万円 | 916百万円 |
| 債 券 54,244 | 53,730 | 514 |
| 国 債 7,047 | 7,004 | 43 |
| 地方債 6,558 | 6,429 | 129 |
| 社 債 39,326 | 38,996 | 330 |
| 外 国 債券 1,311 | 1,300 | 11 |
| そ の 他 19,672 | 17,857 | 1,814 |
| 小 計 77,582 | 74,337 | 3,245 |

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

| 貸借対照表 計 上 額 | 取得原価 | 差 額 |
|----------------|----------|----------|
| 株 式 2,729百万円 | 3,242百万円 | △ 512百万円 |
| 債 券 36,965 | 37,315 | △ 349 |
| 国 債 2,464 | 2,486 | △ 22 |
| 社 債 34,401 | 34,728 | △ 326 |
| 外 国 債券 99 | 100 | △ 0 |
| そ の 他 2,338 | 2,605 | △ 266 |
| 小 計 42,034 | 43,162 | △ 1,128 |
| 合 計 119,617 | 117,500 | 2,116 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は上記2.に記載した方針に基づく時価により計上しております。

2. その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、265百万円（うち、社債265百万円）であります。時価が「著しく下落した」と判断した基準は、「期末の個々の有価証券の時価が、取得原価と比べて50%以上下落した」ためであります。

2.7. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

2.8. 当事業年度中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

| 売却価額 | 売却益 | 売却損 |
|-----------|--------|------|
| 14,873百万円 | 689百万円 | 0百万円 |

2.9. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

| 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------|-------------|--------------|----------|
| 国 債 一千万円 | 一千万円 | 一千万円 | 9,512百万円 |
| 地 方 債 — | 6,558 | — | — |
| 社 債 9,382 | 41,547 | 22,603 | 194 |
| 外 国 債券 — | 1,311 | 99 | — |
| 合 計 9,382 | 49,417 | 22,702 | 9,707 |

3.0. 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,807百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,807百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

財務諸表

3.1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | |
|-----------|--------|
| 固定資産 | 141百万円 |
| 貸倒引当金 | 131 |
| 退職給付引当金 | 102 |
| 役員退職慰労引当金 | 87 |
| 有価証券 | 73 |
| 偶発損失引当金 | 73 |
| 賞与引当金 | 60 |
| 資産除去債務 | 56 |
| その他 | 66 |
| 繰延税金資産小計 | 792 |
| 評価性引当額 | △155 |
| 繰延税金資産合計 | 636 |

| 繰延税金負債 | |
|--------------|-----|
| その他有価証券評価差額金 | 589 |
| 貸出金 | 47 |
| その他 | 21 |
| 繰延税金負債合計 | 658 |
| 繰延税金負債の純額 | 21 |

3.2. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金 847百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として、8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の返済能力見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の返済能力見通し」は、各債務者の現状の業績及び将来の業績見通し等を反映し、個別に返済能力を評価し、設定しております。

また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は1年程度継続するものと想定しておりましたが、国内外における感染の状況、ワクチンの普及状況等を踏まえ、当事業年度末において、今後更に1年程度継続するものとの想定に変更しております。当該想定に基づき、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるものと仮定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、貸出先の返済能力への影響の程度や期間について見通すことは容易ではなく、収束が遅延し、影響が長期化した場合においては翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

● 損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 90円23銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|---------------|---------------|
| | 金額 | 金額 |
| 当期末処分剰余金 | 1,711,917,698 | 1,730,078,132 |
| 剰余金処分額 | 1,197,310,649 | 1,037,489,838 |
| 利益準備金 | 172,000,000 | 174,000,000 |
| 普通出資に対する配当金 | 265,310,649 | 263,489,838 |
| 特別積立金 | 760,000,000 | 600,000,000 |
| 経営基盤強化積立金 | 760,000,000 | 600,000,000 |
| 繰越金（当期末残高） | 514,607,049 | 692,588,294 |

有限責任監査法人トーマツの法定監査の結果

本報告書は大信の当期（第69期）の計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとする、有限責任監査法人トーマツから提出された監査報告書の全文です。

| | |
|--|--|
| 独立監査人の監査報告書 | |
| 令和3年5月18日 | |
| 大東京信用組合 理事会御中 | |
| 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所 | |
| 指定有限責任社員 公認会計士 三澤 幸之助㊞ 執務執行社員 | |
| 指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 康一郎㊞ 執務執行社員 | |
| <計算書類等監査> 監査意見 当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、大東京信用組合の令和2年4月1日から令和3年3月31までの第69期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣習に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 | |
| 計算書類等に対する経営者並びに監査法人の責任 経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣習に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がない計算書類等を作成し適正に表示するための義務がある。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣習に基づいて継続企業に関する会計の慣習に基づいて計算書類等を作成する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査及び監査法人の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監査することにある。 | |

| |
|---|
| 計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ場合には、重要な点があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基礎に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して下記を実施する。 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対する監査手続を立案する。監査手続の選択及び適用に監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に開示する内部統制を検討する。 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか。また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項に意見を喚起すること、場合は、計算書類等で除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 計算書類等の表示及び注記事項、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣習に準拠しているかどうかとともに、関連する事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象に適切に表示しているか等の評価である。 監査人は、監事及び理事会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基礎で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監事及び理事会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性の保持とその維持とを考慮する事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 <剰余金処分案に対する意見> 剰余金処分案に対する監査意見 当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、大東京信用組合の令和2年4月1日から令和3年3月31までの第69期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。 当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。 剰余金処分案に対する経営者並びに監査法人の責任 経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。 監査及び監査法人の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監査することにある。 利害関係 組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上 |
|---|

財務諸表の適正性、内部監査の有効性に対する経営者責任の明確化について

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月23日
大東京信用組合

理事長 内田通郎

財務データ

組合員数・普通出資金の推移

(単位：人、千円)

| | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | |
|----|---------|------------|---------|------------|
| | 組合員数 | 普通出資金 | 組合員数 | 普通出資金 |
| 個人 | 88,010 | 10,147,530 | 86,197 | 9,836,130 |
| 法人 | 15,657 | 3,209,882 | 15,983 | 3,220,152 |
| 計 | 103,667 | 13,357,412 | 102,180 | 13,056,282 |

普通出資配当

(単位：%)

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|-------|-------|
| 普通出資に対する配当率 | 2.0 | 2.0 |

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円、%)

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------------|-----------|-----------|
| 資金運用収益 | 8,698,973 | 8,979,152 |
| 資金調達費用 | 297,349 | 295,250 |
| 資金運用収支 | 8,401,623 | 8,683,901 |
| 役務取引等収益 | 491,456 | 483,012 |
| 役務取引等費用 | 400,488 | 375,186 |
| 役務取引等収支 | 90,967 | 107,825 |
| その他業務収益 | 218,208 | 131,953 |
| その他業務費用 | 4,112 | 267,738 |
| その他業務収支 | 214,096 | △135,784 |
| 業務粗利益 | 8,706,687 | 8,655,941 |
| 業務粗利益率 (%) | 1.43 | 1.32 |
| 業務純益 | 1,862,447 | 1,571,690 |
| 実質業務純益 | 1,854,771 | 1,770,255 |
| コア業務純益 | 1,681,806 | 1,921,925 |
| コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) | 1,681,806 | 1,921,925 |

(注)

1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

資金運用・調達勘定の平均残高等

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

| 科 目 | 年 度 | 平 均 残 高 | 利 息 | 利 回 り |
|--------|-------|----------------|------------------|--------------|
| 資金運用勘定 | 令和元年度 | 605,387 | 8,698,973 | 1.43 |
| | 令和2年度 | 652,462 | 8,979,152 | 1.37 |
| うち貸出金 | 令和元年度 | 310,705 | 7,145,913 | 2.29 |
| | 令和2年度 | 337,420 | 7,246,114 | 2.14 |
| うち預け金 | 令和元年度 | 206,209 | 278,184 | 0.13 |
| | 令和2年度 | 204,603 | 255,136 | 0.12 |
| うち有価証券 | 令和元年度 | 85,540 | 1,180,864 | 1.38 |
| | 令和2年度 | 107,507 | 1,386,047 | 1.28 |
| 資金調達勘定 | 令和元年度 | 589,919 | 297,349 | 0.05 |
| | 令和2年度 | 636,031 | 295,250 | 0.04 |
| うち預金積金 | 令和元年度 | 589,603 | 296,207 | 0.05 |
| | 令和2年度 | 635,166 | 294,620 | 0.04 |
| うち借用金 | 令和元年度 | 87 | — | — |
| | 令和2年度 | 615 | △615 | △0.09 |

役務取引の状況

(単位：千円)

| 科 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------------|---------|----------------|
| 役務取引等収益 | 491,456 | 483,012 |
| 受入為替手数料 | 173,975 | 168,566 |
| その他の受入手数料 | 317,457 | 314,380 |
| その他の役務取引等収益 | 23 | 65 |
| 役務取引等費用 | 400,488 | 375,186 |
| 支払為替手数料 | 85,730 | 83,368 |
| その他の支払手数料 | 5,791 | 4,530 |
| その他の役務取引等費用 | 308,966 | 287,288 |

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|---------|----------------|
| 受取利息の増減 | 244,544 | 280,178 |
| 支払利息の増減 | 1,309 | △2,098 |

貸出金償却額

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|----------------|
| 貸出金償却額 | 31 (一) | 164 (0) |

(注) () 内数値は目的使用による取崩額を相殺した後の金額で、損益計算書の貸出金償却の額と一致します。

財務データ

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|---------|---------|
| 国債等債券売却益 | 172,964 | 113,429 |
| 国債等債券償還益 | — | — |
| その他の業務収益 | 45,243 | 18,524 |
| その他業務収益合計 | 218,208 | 131,953 |

経費の内訳

(単位：千円)

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|-----------|-----------|
| 人件費 | 4,181,070 | 4,217,216 |
| 報酬給料手当 | 3,443,011 | 3,430,027 |
| 退職給付費用 | 181,720 | 183,760 |
| 社会保険料 | 510,186 | 507,340 |
| その他 | 46,152 | 96,087 |
| 物件費 | 2,572,329 | 2,622,595 |
| 事務費 | 930,344 | 953,870 |
| 固定資産費 | 663,056 | 745,714 |
| 事業費 | 196,465 | 145,888 |
| 人事厚生費 | 48,124 | 57,514 |
| 預金保険料 | 191,037 | 188,153 |
| その他 | 543,301 | 531,454 |
| 税金 | 150,787 | 147,966 |
| 経費合計 | 6,904,187 | 6,987,778 |

総資産利益率

(単位：%)

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.26 | 0.24 |
| 総資産当期純利益率 | 0.19 | 0.18 |

(注) 総資産経常(当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常(当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------------|-------|-------|
| 資金運用利回 (a) | 1.43 | 1.37 |
| 資金調達原価率 (b) | 1.21 | 1.12 |
| 総資金利鞘 (a - b) | 0.22 | 0.24 |

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 目 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------|---------|-------|---------|-------|
| | 平 均 残 高 | 構 成 比 | 平 均 残 高 | 構 成 比 |
| 流動性預金 | 169,140 | 28.7 | 210,876 | 33.2 |
| 定期性預金 | 420,463 | 71.3 | 424,290 | 66.8 |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — |
| その他の預金 | — | — | — | — |
| 合 計 | 589,603 | 100.0 | 635,166 | 100.0 |

預金科目別残高・員外預金比率

(単位：百万円、%)

| 科 目 | 令和元年度末 | | | | 令和2年度末 | | | |
|----------|-----------|--------|----------|-----------|-----------|--------|----------|-----------|
| | 金 額 (A) | 構 成 比 | 員外預金(B) | 員外比率(B/A) | 金 額 (A) | 構 成 比 | 員外預金(B) | 員外比率(B/A) |
| 当座預金 | 8,257 | 1.4 | 93 | 1.12 | 8,731 | 1.3 | 129 | 1.48 |
| 普通預金 | 162,701 | 26.9 | 39,145 | 24.05 | 215,096 | 33.1 | 45,014 | 20.92 |
| 貯蓄預金 | 982 | 0.2 | 262 | 26.74 | 950 | 0.1 | 248 | 26.11 |
| 通知預金 | 1,281 | 0.2 | 0 | 0.00 | 1,344 | 0.2 | 0 | 0.00 |
| 定期預金 | 400,499 | 66.3 | 51,971 | 12.97 | 395,700 | 60.9 | 53,727 | 13.57 |
| (うち自由金利) | (400,433) | (66.3) | (51,923) | (12.96) | (395,631) | (60.9) | (53,679) | (13.56) |
| 定期積金 | 25,186 | 4.2 | 2,246 | 8.91 | 23,818 | 3.7 | 2,029 | 8.52 |
| その他の預金 | 4,843 | 0.8 | 818 | 16.89 | 4,246 | 0.7 | 591 | 13.91 |
| 合 計 | 603,753 | 100.0 | 94,537 | 15.65 | 649,887 | 100.0 | 101,741 | 15.65 |

(注) 令和2年度末の員外預金比率は15.65%となり、法令に定める20%以下を遵守しております。

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | |
|------|-----------|--------|-----------|--------|
| | 金 額 | 構 成 比 | 金 額 | 構 成 比 |
| 個 人 | 413,662 | 68.5 | 421,260 | 64.8 |
| 法 人 | 190,091 | 31.5 | 228,627 | 35.2 |
| 一般法人 | (132,976) | (22.0) | (174,373) | (26.8) |
| 金融機関 | (259) | (0.0) | (162) | (0.0) |
| 公金 | (56,854) | (9.4) | (54,090) | (8.3) |
| 合 計 | 603,753 | 100.0 | 649,887 | 100.0 |

金利区分別定期預金残高

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | |
|----------|---------|--|---------|--|
| | 残 高 | | 残 高 | |
| 固定金利定期預金 | 400,498 | | 395,700 | |
| 変動金利定期預金 | 0 | | 0 | |
| 合 計 | 400,499 | | 395,700 | |

財務データ

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 目 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------|---------|-------|---------|-------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 |
| 割引手形 | 661 | 0.2 | 449 | 0.1 |
| 手形貸付 | 8,948 | 2.9 | 6,733 | 2.0 |
| 証書貸付 | 298,806 | 96.2 | 328,408 | 97.3 |
| 当座貸越 | 2,289 | 0.7 | 1,828 | 0.5 |
| 合 計 | 310,705 | 100.0 | 337,420 | 100.0 |

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | |
|------|---------|-------|---------|-------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 |
| 運転資金 | 155,528 | 48.9 | 189,586 | 55.0 |
| 設備資金 | 162,349 | 51.1 | 155,397 | 45.0 |
| 合 計 | 317,877 | 100.0 | 344,984 | 100.0 |

貸出金担保別残高・員外貸出比率

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 令和元年度末 | | | | 令和2年度末 | | | |
|-------------|---------|-------|---------|-----------|---------|-------|---------|-----------|
| | 残 高 (A) | 構 成 比 | 員外貸出(B) | 員外比率(B/A) | 残 高 (A) | 構 成 比 | 員外貸出(B) | 員外比率(B/A) |
| 預金・積金 | 4,805 | 1.5 | 184 | 3.84 | 3,987 | 1.1 | 264 | 6.63 |
| 有価証券 | 300 | 0.1 | — | — | 776 | 0.2 | — | — |
| 動産・不動産 | 229,606 | 72.2 | 1,026 | 0.44 | 214,843 | 62.3 | 982 | 0.45 |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 小 計 | 234,712 | 73.8 | 1,211 | 0.51 | 219,607 | 63.6 | 1,247 | 0.56 |
| 信用保証協会・信用保険 | 75,021 | 23.6 | 108 | 0.14 | 104,094 | 30.2 | 67 | 0.06 |
| 保証 | 6,281 | 2.0 | 2,052 | 32.68 | 19,600 | 5.7 | 2,407 | 12.28 |
| 信用 | 1,862 | 0.6 | 1,331 | 71.49 | 1,681 | 0.5 | 89 | 5.35 |
| 合 計 | 317,877 | 100.0 | 4,704 | 1.48 | 344,984 | 100.0 | 3,811 | 1.10 |

(注) 大信の員外貸出比率は1.10%で法定限度の20%を下回っております。法令や社会的な規範を厳格に遵守した貸出を徹底しております。

債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | |
|-------------|--------|-------|--------|-------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 |
| 預金・積金 | — | — | — | — |
| 有価証券 | — | — | — | — |
| 動産・不動産 | 148 | 96.5 | 123 | 97.0 |
| その他 | — | — | — | — |
| 小 計 | 148 | 96.5 | 123 | 97.0 |
| 信用保証協会・信用保険 | — | — | — | — |
| 保証 | 5 | 3.5 | 3 | 3.0 |
| 信用 | — | — | — | — |
| 合 計 | 153 | 100.0 | 126 | 100.0 |

金利区分別貸出金残高

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | |
|---------|---------|-------|---------|-------|
| | 残 高 | 構 成 比 | 残 高 | 構 成 比 |
| 固定金利貸出金 | 117,105 | 36.8 | 165,607 | 48.0 |
| 変動金利貸出金 | 200,772 | 63.2 | 179,376 | 52.0 |
| 合 計 | 317,877 | 100.0 | 344,984 | 100.0 |

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

| 区分 | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | |
|-----------------|----------|--------|----------|--------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 製造業 | 8,380 | 2.6 | 9,539 | 2.8 |
| 農業、林業 | 5 | 0.0 | 5 | 0.0 |
| 漁業 | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — |
| 建設業 | 23,990 | 7.5 | 29,641 | 8.6 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 1,834 | 0.6 | 1,200 | 0.3 |
| 情報通信業 | 3,452 | 1.1 | 5,264 | 1.5 |
| 運輸業、郵便業 | 3,188 | 1.0 | 3,450 | 1.0 |
| 卸売業、小売業 | 21,184 | 6.7 | 26,280 | 7.6 |
| 金融業、保険業 | 387 | 0.1 | 427 | 0.1 |
| 不動産業 | 142,878 | 44.9 | 147,865 | 42.9 |
| (うち不動産賃貸業) | (50,555) | (15.9) | (48,107) | (13.9) |
| 物品賃貸業 | 31 | 0.0 | 77 | 0.0 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 2,078 | 0.7 | 2,520 | 0.7 |
| 宿泊業 | 1,361 | 0.4 | 1,464 | 0.4 |
| 飲食業 | 9,868 | 3.1 | 15,056 | 4.4 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 7,747 | 2.4 | 9,184 | 2.7 |
| 教育、学習支援業 | 304 | 0.1 | 332 | 0.1 |
| 医療、福祉 | 766 | 0.2 | 2,016 | 0.6 |
| その他のサービス | 11,279 | 3.5 | 16,306 | 4.7 |
| その他の産業 | 4,610 | 1.5 | 3,161 | 0.9 |
| 小計 | 243,351 | 76.6 | 273,795 | 79.4 |
| 国、地方公共団体 | 105 | 0.0 | 88 | 0.0 |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 74,420 | 23.4 | 71,100 | 20.6 |
| 合計 | 317,877 | 100.0 | 344,984 | 100.0 |

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 本資料は期末に実施した部分償却後の残高で記載しており、50ページの業種別の残高とは異なります。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

| 区分 | 令和元年度末 | | 令和2年度末 | |
|--------|--------|-------|--------|-------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 消費者ローン | 4,771 | 7.5 | 4,963 | 8.2 |
| 住宅ローン | 58,863 | 92.5 | 55,924 | 91.8 |
| 合計 | 63,635 | 100.0 | 60,888 | 100.0 |

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

| 区分 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|-----------------|--------|--------|
| 全国信用協同組合連合会 | 148 | 123 |
| (株)商工組合中央金庫 | 5 | 3 |
| (株)日本政策金融公庫 | 1 | — |
| 独立行政法人 住宅金融支援機構 | 427 | 289 |
| 独立行政法人 福祉医療機構 | 5 | 4 |
| 中小企業基盤整備機構 | 26 | 15 |
| 合計 | 613 | 436 |

財務データ

職員1人当たり及び1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|--------------|--------|--------|
| 職員1人当たり預金残高 | 1,026 | 1,088 |
| 職員1人当たり貸出金残高 | 540 | 577 |
| 1店舗当たり預金残高 | 13,416 | 15,113 |
| 1店舗当たり貸出金残高 | 7,063 | 8,022 |

預貸率・預証率

(単位：%)

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------------|-------|-------|
| 預 貸 率 (末 残) | 52.65 | 53.08 |
| | 52.69 | 53.12 |
| 預 証 率 (末 残) | 16.14 | 18.44 |
| | 14.50 | 16.92 |

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

| 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-------|----------|---------|---------|---------|
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 送金・振込 | 他の金融機関向け | 308,263 | 404,668 | 314,389 |
| | 他の金融機関から | 606,300 | 415,617 | 649,823 |
| 代金取立 | 他の金融機関向け | 665 | 793 | 510 |
| | 他の金融機関から | 9,576 | 19,311 | 7,543 |
| | | | | 15,629 |

外国為替取扱実績（取次）

(単位：千米ドル)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|-------|-------|
| 貿易 | 102 | 72 |
| 輸出 | 29 | — |
| 輸入 | 72 | 72 |
| 貿易外 | 340 | 33 |
| 合計 | 443 | 106 |

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|--------|--------|--------|
| 一般財形貯蓄 | 13 | 15 |
| 住宅財形貯蓄 | 2 | 2 |
| 年金財形貯蓄 | 18 | 19 |
| 合計 | 34 | 36 |

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

| 区分 | | 残高(A) | 担保・保証額(B) | 貸倒引当金(C) | 保全率(B+C)／(A) |
|-----------|-------|-------|-----------|----------|--------------|
| 破綻先債権 | 令和元年度 | 475 | 475 | — | 100.00 |
| | 令和2年度 | 330 | 330 | — | 100.00 |
| 延滞債権 | 令和元年度 | 8,381 | 6,933 | 473 | 88.37 |
| | 令和2年度 | 7,520 | 6,415 | 469 | 91.55 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | 令和元年度 | — | — | — | — |
| | 令和2年度 | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 令和元年度 | 717 | 681 | 4 | 95.54 |
| | 令和2年度 | 693 | 681 | 4 | 98.88 |
| 合計 | 令和元年度 | 9,574 | 8,090 | 477 | 89.48 |
| | 令和2年度 | 8,544 | 7,427 | 474 | 92.47 |

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、
- ①会社更生法または、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者
- 等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）です。
5. 「担保・保証額 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率 (B+C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定した割合です。

厳正な自己査定に基づき不良債権の処理を積極的に実施し
資産の健全性を万全にしております。

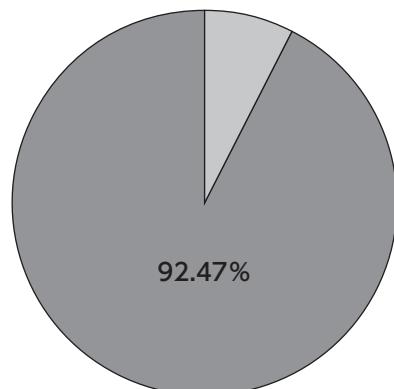
リスク管理債権合計は85億44百万円と前期より10億30百万円減少し、貸出金残高3,449億84百万円に対する比率は2.47%（前期比0.54ポイント減）となりました。

信用リスク管理の徹底並びに「破綻先債権」および「延滞債権」のうち8億86百万円を直接償却しております。なお、「貸倒引当金 (C)」は4億74百万円と前年度より3百万円減少いたしました。

リスク管理債権合計に対する「担保・保証額 (B)」と「貸倒引当金 (C)」の合計額の比率である保全率は92.47%と高水準を維持しております。

今後とも、厳正な自己査定に基づき不良債権処理を積極的に実施し、信用リスク管理を徹底することにより健全性を一層高めてまいります。

リスク管理債権合計に対する保全率



財務データ

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

| 区分 | | 債権額(A) | 担保・保証等(B) | 貸倒引当金(C) | 保全額(D)=(B)+(C) | 保全率(D)/(A) | 貸倒引当金引当率(C)/(A-B) |
|-------------------|-------|---------|-----------|----------|----------------|------------|-------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和元年度 | 1,491 | 1,476 | 14 | 1,491 | 100.00 | 100.00 |
| | 令和2年度 | 1,034 | 1,026 | 7 | 1,034 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 令和元年度 | 7,384 | 5,936 | 473 | 6,409 | 86.80 | 32.69 |
| | 令和2年度 | 6,832 | 5,727 | 469 | 6,197 | 90.70 | 42.53 |
| 要管理債権 | 令和元年度 | 717 | 681 | 4 | 685 | 95.54 | 11.12 |
| | 令和2年度 | 693 | 681 | 4 | 686 | 98.88 | 36.93 |
| 不良債権計 | 令和元年度 | 9,593 | 8,094 | 492 | 8,587 | 89.50 | 32.85 |
| | 令和2年度 | 8,560 | 7,435 | 482 | 7,918 | 92.49 | 42.87 |
| 正常債権 | 令和元年度 | 308,569 | | | | | |
| | 令和2年度 | 337,081 | | | | | |
| 合計(総与信) | 令和元年度 | 318,163 | | | | | |
| | 令和2年度 | 345,642 | | | | | |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。自己査定区分における破綻先・実質破綻先が該当します。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。自己査定区分における破綻懸念先が該当します。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。自己査定における要注意先の一部が該当します。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。自己査定区分における要注意先の一部と正常先が該当します。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

自己査定の債務者区分と開示債権との関係

(単位：百万円)

| 自己査定における債務者区分 〔対象債権:総与信〕 | 金融再生法の開示債権 〔対象債権:総与信〕 | | リスク管理債権 〔対象債権:貸出金〕 |
|-----------------------------|---------------------------|---------|-----------------------|
| | 破綻先 | うち貸出金債権 | |
| 実質破綻先 | 破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 | 1,034 | 破綻先債権 |
| 破綻懸念先 | 危険債権 | 6,832 | 延滞債権 |
| 要注意先 | 要管理債権 | 693 | 3ヶ月以上延滞債権 |
| 正常先 | 正常債権 | 337,081 | 貸出条件緩和債権 |

(注) 総与信とは貸出金と貸出金以外の債権(貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および債務保証見返)を含んだ合計額です。

資産の自己査定について

当組合では、資産の実態を正確に把握するため、貸出金等の資産については、債務者の経営状態による区分と回収の危険性や資産価値の毀損の状況による区分を行い、安全性・確実性を判定する自己査定を実施しております。すなわち当組合が制定した自己査定基準に従って、自己責任の原則に基づき資産の厳正なチェックを行ったうえで不良債権の適正な償却、引当を行っております。

自己査定における債務者区分の定義は次のとおりです。

- ① 正常先=業績が良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
- ② 要注意先=今後の管理に注意を要する債務者
- ③ 破綻懸念先=今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- ④ 実質破綻先=法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ⑤ 破綻先=法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当なし。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| 区分 | 分 | 令和元年度末 | | | 令和2年度末 | | |
|----------------------------|----|--------------|----|----|--------------|----|----|
| | | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えるも の | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — | — | — | — |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えない もの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 時価は、各事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

| 区分 | 分 | 令和元年度末 | | | 令和2年度末 | | |
|-----------------------------|------|--------------|--------|--------|--------------|---------|--------|
| | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超 るもの | 株式 | 1,531 | 1,263 | 267 | 3,665 | 2,749 | 916 |
| | 債券 | 33,118 | 32,626 | 491 | 54,244 | 53,730 | 514 |
| | 国債 | — | — | — | 7,047 | 7,004 | 43 |
| | 地方債 | 6,393 | 6,229 | 164 | 6,558 | 6,429 | 129 |
| | 社債 | 26,724 | 26,396 | 327 | 39,326 | 38,996 | 330 |
| | 外国債券 | — | — | — | 1,311 | 1,300 | 11 |
| | その他 | 16,222 | 15,045 | 1,176 | 19,672 | 17,857 | 1,814 |
| | 小計 | 50,872 | 48,935 | 1,936 | 77,582 | 74,337 | 3,245 |
| | 株式 | 4,257 | 5,674 | △1,417 | 2,729 | 3,242 | △512 |
| 貸借対照表計上額 が取得原価を超 ないもの | 債券 | 39,464 | 39,989 | △524 | 36,965 | 37,315 | △349 |
| | 国債 | — | — | — | 2,464 | 2,486 | △22 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 38,173 | 38,589 | △415 | 34,401 | 34,728 | △326 |
| | 外国債券 | 1,291 | 1,400 | △108 | 99 | 100 | △0 |
| | その他 | 2,636 | 3,118 | △482 | 2,338 | 2,605 | △266 |
| | 小計 | 46,357 | 48,781 | △2,424 | 42,034 | 43,162 | △1,128 |
| 合 計 | | 97,229 | 97,717 | △487 | 119,617 | 117,500 | 2,116 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、各事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券等

(単位：百万円)

| 区分 | 令和元年度末 | 令和2年度末 |
|---------|--------|--------|
| 非上場株式 | 233 | 233 |
| 全信組連出資金 | 2,932 | 2,932 |
| 合 計 | 3,165 | 3,165 |

(注) 全信組連出資金は、貸借対照表の表示上「全信組連出資金」としております。

- ・金銭の信託は取扱いございません。
- ・デリバティブ商品は取扱いございません。

財務データ

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

| 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|------------|--------|-------|---------|-------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 |
| 国債 | — | — | 2,286 | 2.1 |
| 地方債 | 6,230 | 7.3 | 6,314 | 5.9 |
| 短期社債 | — | — | — | — |
| 社債 | 55,281 | 64.6 | 71,769 | 66.8 |
| 株式 | 7,181 | 8.4 | 6,723 | 6.2 |
| 外国証券その他の証券 | 16,846 | 19.7 | 20,413 | 19.0 |
| 合計 | 85,540 | 100.0 | 107,507 | 100.0 |

(注) 商品有価証券は、当組合では保有しておりません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 区分 | 年 度 | 1年以内 | 1年超3年以内 | 3年超5年以内 | 5年超7年以内 | 7年超10年以内 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合 計 |
|------------|-------|-------|---------|---------|---------|----------|-------|------------|---------|
| 国債 | 令和元年度 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 令和2年度 | — | — | — | — | — | 9,512 | — | 9,512 |
| 地方債 | 令和元年度 | — | — | 5,879 | 514 | — | — | — | 6,393 |
| | 令和2年度 | — | 3,600 | 2,958 | — | — | — | — | 6,558 |
| 短期社債 | 令和元年度 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 令和2年度 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 令和元年度 | 5,304 | 14,353 | 26,420 | 10,607 | 8,014 | 196 | — | 64,897 |
| | 令和2年度 | 9,382 | 14,256 | 27,291 | 9,464 | 13,138 | 194 | — | 73,728 |
| 株式 | 令和元年度 | — | — | — | — | — | — | 6,021 | 6,021 |
| | 令和2年度 | — | — | — | — | — | — | 6,628 | 6,628 |
| 外国証券その他の証券 | 令和元年度 | — | 99 | 1,092 | 98 | — | — | 18,858 | 20,149 |
| | 令和2年度 | — | 401 | 909 | 99 | — | — | 22,011 | 23,421 |
| うち、外国債券 | 令和元年度 | — | 99 | 1,092 | 98 | — | — | — | 1,291 |
| | 令和2年度 | — | 401 | 909 | 99 | — | — | — | 1,410 |
| うち、外国株式 | 令和元年度 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 令和2年度 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 令和元年度 | 5,304 | 14,453 | 33,392 | 11,221 | 8,014 | 196 | 24,880 | 97,463 |
| | 令和2年度 | 9,382 | 18,258 | 31,158 | 9,564 | 13,138 | 9,707 | 28,640 | 119,850 |

(注) 商品有価証券は、当組合では保有しておりません。

公共債窓販実績

(単位：百万円)

| 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|-----------|-------|--|-------|--|
| 国債・その他公共債 | — (—) | | — (—) | |
| 合計 | — (—) | | — (—) | |

(注) () 内は、受渡基準での数値となります。

自己資本の充実の状況等について

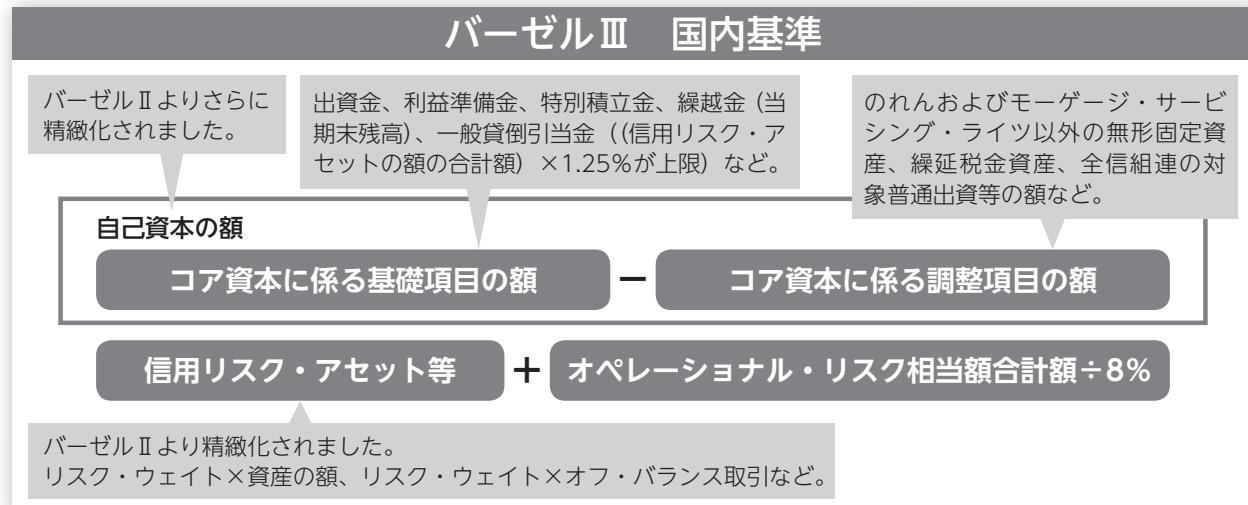
バーゼルⅢの国内基準について

日本国内で活動する金融機関に対しては、2013年3月8日に金融庁の改正告示が公表され、2014年3月31日から自己資本比率の算出方法が変更されました。この改正告示は、いわば「国内基準向けバーゼルⅢ」といえるもので、「コア資本」という新しい概念を導入し、調整・控除項目を厳格化することにより自己資本の質の向上を図るとともに、信用リスクの計測もさらに精緻化されたものとなっています。

第一の柱 ■ 自己資本比率規制

「第一の柱」では、金融機関が達成するべき「自己資本比率」が定められています。(信用組合など国内基準が適用される金融機関は4%、国際統一基準が適用される金融機関は8%以上) バーゼルⅠからバーゼルⅡ、バーゼルⅢと自己資本比率規制が見直されてきた中で、金融機関が達成すべき自己資本比率の最低水準に変化はないものの、自己資本比率を算出する計算式が改定され、自己資本の額やリスク・アセット等の計測が精緻化されています。

バーゼルⅢ 国内基準



※当組合は、信用リスク・アセットを計測する際に認められた3つの手法のうち「標準的手法」を、オペレーション・リスク相当額の算定手法については「基礎的手法」を採用しています。

第二の柱 ■ 金融機関の自己管理と監督上の検証

「第二の柱」では、「第一の柱」で着目した「信用リスク」「オペレーション・リスク」に加え、それ以外のリスク(金利リスク、信用集中リスク)を含め、金融機関がリスクを自己管理し、監督当局はその妥当性を検証することとなっています。

第三の柱 ■ 情報開示と市場によるチェック

「第三の柱」では、「金融機関の評価」の主体を監督当局から市場へ移行させることを目的に、「第一の柱」「第二の柱 (不良債権比率と金利リスク等)」に関する情報を開示することが求められています。

情報開示については、定性的な事項と定量的な事項に分類し、自己資本の内容や各種リスクのリスク量とその計測方法等について、事業年度ごとの取組状況等の開示が求められています。

自己資本の充実の状況等について

●バーゼルⅢ第3の柱（市場規律）に基づく開示

定性的な開示事項（令和3年3月末：バーゼルⅢ基準）

1. 自己資本の構成に関する開示事項

平成26年3月31日から新規制となりTier1とTier2をコア資本として一本化されました。

コア資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。

コア資本に係る基礎項目は、毎期の利益より積み立てている内部留保の他、お客さまからお預かりしている出資金と一般貸倒引当金および土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45パーセント相当額からなります。

コア資本に係る調整項目は、経過措置による不算入額を含む調整項目からなります。

「コア資本に係る基礎項目－コア資本に係る調整項目（経過措置による不算入額を含む）」が自己資本の額となります。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

①当組合の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分に確保しております。

質的に問題視される、繰延税金資産の自己資本の額に占める割合は、ほとんど依存しない低い水準にあります。

②オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当組合ではオペレーション・リスクを「業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスク」と位置付けております。

当組合は、オペレーション・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと認識し、管理態勢の整備に努めています。

各リスクの認識と評価について、ALM委員会、オペレーション・リスク管理委員会、事務部におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会・常務会への報告を行う態勢となっております。

③オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、リスクの計測に関しては基礎的手法を採用しております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

①信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く職員に理解を促し、遵守させるとともに、各種リスクの中でも信用リスクが最重要のリスクであるとの認識を徹底する態勢を構築しております。

②信用リスクの管理にあたっては、小口多数取引によるリスク分散、業種別、大口与信先の管理、統計的手法によるVaR算出など、さまざまな角度からの分析に注力しております。一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常務会への報告を行う態勢となっております。

③貸倒引当金は、「自己査定要綱」および「償却・引当基準」に準拠し、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に適正に計上しております。その結果や手続きについて内部監査や外部監査人の監査を受けるなど厳正な会計処理に努めています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

①信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、貸出金と自組合預金の相殺などが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があります。保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等があります。その手続きについては、組合が定める「融資業務取扱要綱」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

②当組合では、融資の取組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識し、極力担保または保証に過度に依存しない態勢に努めています。その上で、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへ十分に説明しご理解をいただき、ご契約いただくななど適切な取扱いに努めています。

③信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金、保証として政府・地方公共団体、民間保証、その他担保でない預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、保証の責任度合いにより、また、適格格付機関が格付を付与している保証会社は、長期格付により判定しております。貸出金と自組合預金の相殺は、債務者の担保手続きがなされていない定期預金・積金を対象としております。

5. 派生商品及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項

投資信託等のファンドを通じた取引以外ありません。

6. 証券化エクスポートジャーマーに関する事項

該当ありません。

7. 出資等エクスポートジャーマーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資等または株式等エクスポートジャーマーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

- ①銀行勘定における出資等または株式等エクスポートジャーマーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金が該当しますが、そのうち、当組合が保有する上場株式、投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価および最大損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議・検証するなど、適切なリスク管理に努めております。
- ②株式等への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。
- ③当該取引にあたっては、当組合が定める「その他資金運用規程」や「その他資金運用取扱細則」に基づいた厳格な運用・管理を行い、その会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に依拠した、適正な処理を行っております。

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をさします。当組合においては、原則月に1回ALM委員会に金利リスクの計測結果を報告し、協議検討をする体制をとっています。

(2) 金利リスク算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE^(注1) および△NII^(注2) に関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割当て方法
 要求性預金に対し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在残高の50%相当額の3つのうち最小の額を上限とし、金利改定満期を5年以内かつ平均2.5年以内としております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提としては、金融庁指定の保守的な前提を採用しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提是、当組合では、日本円のみでの集計となっているため特に考慮しておりません。
- ・スプレッドに関する前提是、割引金利に対してもキャッシュフローに対してスプレッドは含めておりません。
- ・内部モデルの使用、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提是使用しておりません。

(注1) 金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) 金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--|--------|---------------|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資金又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額 | 32,800 | 33,451 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 15,957 | 15,656 |
| うち、利益剰余金の額 | 17,108 | 18,058 |
| うち、外部流出予定額（△） | 265 | 263 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 171 | 369 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 171 | 369 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 116 | 87 |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 33,088 | 33,908 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。）の額の合計額 | 1,124 | 1,103 |
| うち、のれんに係るものと額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 1,124 | 1,103 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものと除く。）の額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 1,124 | 1,103 |

(単位：百万円)

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---|-------------|---------|
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (口)) | (ハ) 31,963 | 32,805 |
| リスク・アセット等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 339,349 | 328,902 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 199 | 199 |
| うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。） | — | — |
| うち、繰延税金資産 | — | — |
| うち、前払年金費用 | — | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー | △450 | △450 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 649 | 649 |
| オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 15,705 | 15,981 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 | (二) 355,054 | 344,883 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (二)) | 9.00% | 9.51% |

(注) 1. 自己資本比率の算出を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は、国内基準を適用しております。

2. 普通出資金又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額のうち主な内訳は以下のとおりです。

(1) 出資金及び資本剰余金の額

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|---------|--------|--------|
| 普通出資金 | 13,357 | 13,056 |
| その他の出資金 | 1,550 | 1,550 |
| 資本準備金 | 1,050 | 1,050 |
| 計 | 15,957 | 15,656 |

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|--------|--------|
| 利益準備金 | 4,688 | 4,862 |
| 特別積立金 | 11,640 | 12,240 |
| 繰越金（当期末残高） | 779 | 956 |
| 計 | 17,108 | 18,058 |

（なお、繰越金に外部流出予定額を含む）

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

| | |
|----------------------|-----------|
| 発行主体 | 大東京信用組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 13,056百万円 |

自己資本の充実の状況等について

2. 定量的な開示事項（令和3年3月末：バーゼルⅢ基準）

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 | 339,349 | 13,573 | 328,902 | 13,156 |
| ① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートージャー | 326,427 | 13,057 | 314,349 | 12,573 |
| (i) ソブリン向け | 4,767 | 190 | 4,958 | 198 |
| (ii) 金融機関向け | 42,932 | 1,717 | 42,780 | 1,711 |
| (iii) 法人等向け | 63,272 | 2,530 | 61,759 | 2,470 |
| (iv) 中小企業等・個人向け | 28,269 | 1,130 | 26,865 | 1,074 |
| (v) 抵当権付住宅ローン | 8,482 | 339 | 7,408 | 296 |
| (vi) 不動産取得等事業向け | 133,056 | 5,322 | 125,126 | 5,005 |
| (vii) 三月以上延滞等 | 622 | 24 | 252 | 10 |
| (viii) 出資等 | 11,846 | 473 | 10,913 | 436 |
| 出資等のエクスポートージャー | 11,846 | 473 | 10,913 | 436 |
| 重要な出資のエクスポートージャー | — | — | — | — |
| (ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー | — | — | — | — |
| (x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートージャー | 2,932 | 117 | 2,932 | 117 |
| (xi) その他 | 30,244 | 1,209 | 31,352 | 1,254 |
| ② 証券化エクスポートージャー | — | — | — | — |
| ③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー（レックスルーワ方式） | 12,723 | 508 | 14,353 | 574 |
| ④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 649 | 25 | 649 | 25 |
| ⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △450 | △18 | △450 | △18 |
| ⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | — | — | — | — |
| ⑦ 中央清算機関連エクスポートージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーションル・リスク | 15,705 | 628 | 15,981 | 639 |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 355,054 | 14,202 | 344,883 | 13,795 |

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポートージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートージャーのことです。

5. 「その他」とは(i)～(x)に区分されないエクスポートージャーで、法人以外の名寄せ後1億円超、その他資産、有形固定資産（うち土地の評価前）、繰延税金資産（一時差異に係るもの）等が含まれます。

6. 上記、④は経過措置によってリスク・アセットに算入される額で、具体的には無形固定資産（コア資本に係る調整項目および税効果分を控除した額）・土地再評価差額金の合計額です。

⑤は、(ix)の金額について経過措置によってリスク・アセットに算入されなかった額で、具体的には劣後債等の△150%相当額が含まれます。

令和2年3月末、令和3年3月末の④、⑤については、下記の内訳となります。

| | | | | | |
|------------------------------|-------|-------|---|-------|-------|
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 令和元年度 | 令和2年度 | ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 無形固定資産 | — | — | 劣後ローン・劣後債×(△150%) | △450 | △450 |
| 有形固定資産のうち土地再評価差額 | 649 | 649 | | | |
| リスク・アセット計 | 649 | 649 | | | |

7. オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\text{オペレーションル・リスク} = \frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

※粗利益の算出は、「粗利益 - 債券5勘定戻」で求めます。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポートージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

| 業種区分 期間区分 | エクスポートージャー区分 | 信用リスクエクスポートージャー期末残高 | | | | | | | | | | 三月以上延滞 エクスポートージャー | |
|-----------------|--------------|-------------------------------------|----------------|---------|----------------|--------|---------------|----------|----------------|-------|-------|----------------------|-----|
| | | 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 | | 債券 | | その他 | | デリバティブ取引 | | 令和元年度 | | 三月以上延滞 エクスポートージャー | |
| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | |
| 製造業 | | 30,193 | 35,708 | 8,677 | 9,986 | 21,490 | 25,693 | 25 | 29 | | | 91 | 72 |
| 農業、林業 | | 106 | 107 | 6 | 7 | 100 | 100 | 0 | 0 | | | — | — |
| 漁業 | | — | — | — | — | — | — | — | — | | | — | — |
| 鉱業、探石業、砂利採取業 | | — | — | — | — | — | — | — | — | | | — | — |
| 建設業 | | 27,849 | 33,835 | 26,047 | 31,333 | 1,800 | 2,500 | 1 | 1 | | | 293 | 100 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | 8,162 | 7,624 | 1,853 | 1,215 | 6,298 | 6,399 | 10 | 10 | | | — | — |
| 情報通信業 | | 5,074 | 7,805 | 3,475 | 5,304 | 1,598 | 2,498 | 0 | 1 | | | 15 | 15 |
| 運輸業、郵便業 | | 7,385 | 8,845 | 3,277 | 3,536 | 4,099 | 5,299 | 9 | 9 | | | 34 | 34 |
| 卸売業、小売業 | | 25,589 | 30,619 | 22,584 | 27,514 | 3,000 | 3,100 | 5 | 5 | | | 89 | 72 |
| 金融業、保険業 | | 216,331 | 214,922 | 394 | 433 | 15,600 | 14,300 | 200,336 | 200,189 | | | — | — |
| 不動産業 | | 161,746 | 168,067 | 154,137 | 158,921 | 7,599 | 9,134 | 12 | 11 | | | 367 | 267 |
| 不動産業 | | 100,482 | 109,510 | 92,873 | 100,364 | 7,599 | 9,134 | 12 | 11 | | | 312 | 220 |
| 不動産賃貸業 | | 61,264 | 58,557 | 61,264 | 58,557 | — | — | — | — | | | 54 | 46 |
| 物品賃貸業 | | 31 | 78 | 31 | 78 | — | — | — | — | | | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | | 2,181 | 2,607 | 2,181 | 2,607 | — | — | — | — | | | 0 | 7 |
| 宿泊業 | | 1,361 | 1,465 | 1,361 | 1,465 | — | — | — | — | | | — | — |
| 飲食業 | | 11,609 | 16,666 | 11,609 | 16,666 | — | — | — | — | | | 22 | 18 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | | 7,878 | 9,387 | 7,878 | 9,387 | — | — | — | — | | | 1 | 3 |
| 教育、学習支援業 | | 2,107 | 332 | 304 | 332 | — | — | 2 | — | | | — | — |
| 医療、福祉 | | 766 | 2,024 | 766 | 2,024 | — | — | — | — | | | — | — |
| その他サービス | | 14,535 | 21,164 | 14,535 | 19,363 | 1,800 | 1,800 | — | 1 | | | 186 | 116 |
| 国・地方公共団体等 | | 9,335 | 19,408 | 105 | 88 | 9,229 | 19,320 | — | — | | | — | — |
| 個人 | | 55,176 | 52,899 | 55,176 | 52,899 | — | — | — | — | | | 236 | 213 |
| その他 | | 53,728 | 55,317 | 4,648 | 3,198 | — | 900 | 49,079 | 51,219 | | | — | — |
| 業種別合計 | | 641,151 | 688,888 | 319,055 | 346,364 | 72,615 | 91,045 | 249,480 | 251,479 | | | 1,383 | 922 |
| 1年以下 | | 463,278 | 233,166 | 259,827 | 53,730 | 5,300 | 9,400 | 198,151 | 170,035 | | | | |
| 1年超3年以下 | | 47,895 | 62,047 | 31,402 | 29,647 | 14,492 | 22,399 | 2,000 | 10,000 | | | | |
| 3年超5年以下 | | 42,765 | 68,719 | 9,538 | 23,261 | 33,227 | 25,457 | — | 20,000 | | | | |
| 5年超7年以下 | | 14,816 | 35,639 | 3,519 | 26,142 | 11,296 | 9,497 | — | — | | | | |
| 7年超10年以下 | | 10,040 | 91,130 | 1,941 | 77,931 | 8,098 | 13,199 | — | — | | | | |
| 10年超 | | 740 | 145,671 | 540 | 134,580 | 200 | 11,090 | — | — | | | | |
| 期間の定めのないもの | | 37,520 | 27,254 | 12,000 | 413 | — | — | 25,519 | 26,841 | | | | |
| 現金その他 | | 24,094 | 25,259 | 285 | 657 | — | — | 23,808 | 24,602 | | | | |
| 残存期間別合計 | | 641,151 | 688,888 | 319,055 | 346,364 | 72,615 | 91,045 | 249,480 | 251,479 | | | | |

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額等の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポートージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャーのことです。
3. エクスポートージャー区分の「その他」には、業種区分に分類することが困難なエクスポートージャーを含んでおります。具体的には、現金、預け金、株式、投資信託、その他資産等、有形・無形固定資産、繰延税金資産が含まれております。
なお、無形固定資産については、コア資本に係る調整項目および税効果分を控除した額を算入しております。
4. CVAリスクおよび間接的に保有するファンド内の派生商品取引は含まれておりません。
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
6. 残存期間は金利満期（次の金利更改期を満期とする）としております。
7. 残存期間別の「現金その他」の項には、債務保証見返、与信性の未収利息、仮払金の残高を含みます。

自己資本の充実の状況等について

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| | | 期首残高 | 当期 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|-------|------|-----|-------|-----|------|
| | | | 増加額 | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 令和元年度 | 178 | 171 | — | 178 | 171 |
| | 令和2年度 | 171 | 369 | — | 171 | 369 |
| 個別貸倒引当金 | 令和元年度 | 531 | 488 | 140 | 391 | 488 |
| | 令和2年度 | 488 | 477 | — | 488 | 477 |
| 合計 | 令和元年度 | 710 | 659 | 140 | 570 | 659 |
| | 令和2年度 | 659 | 847 | — | 659 | 847 |

(注) 平成17年度より部分償却を実施し、その額は令和元年度891百万円、令和2年度722百万円であります。

③ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 期首残高 | | 期中増減額 | | 期末残高 | | | |
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 製造業 | 24 | 22 | △2 | △3 | 22 | 18 | — | — |
| 農業、林業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 25 | 19 | △6 | △8 | 19 | 11 | — | — |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 225 | 210 | △15 | △92 | 210 | 118 | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 1 | — | △1 | — | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 61 | 57 | △4 | △9 | 57 | 47 | — | — |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 58 | 12 | △58 | △7 | — | 5 | — | — |
| 不動産業 | 6 | 9 | 3 | △4 | 9 | 5 | — | — |
| 不動産賃貸業 | 51 | 2 | △49 | △2 | 2 | — | — | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 宿泊業 | — | 32 | 32 | 9 | 32 | 42 | — | — |
| 飲食業 | 96 | 103 | 7 | 103 | 103 | 207 | — | 0 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他のサービス業 | 10 | 1 | △9 | △1 | 1 | 0 | — | — |
| その他の産業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 28 | 27 | △1 | △1 | 27 | 26 | — | — |
| 合計 | 531 | 488 | △43 | △10 | 488 | 477 | — | 0 |

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%) | エクspoージャーの額 | | | |
|----------------------|-------------|---------|---------|---------|
| | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
| | 格付あり | 格付なし | 格付あり | 格付なし |
| 0% | 400 | 40,327 | 400 | 94,151 |
| 10% | — | 42,118 | — | 45,298 |
| 20% | 219,582 | 2,966 | 220,915 | 2,284 |
| 35% | — | 24,194 | — | 21,123 |
| 50% | 39,683 | 758 | 45,882 | 706 |
| 75% | — | 35,036 | — | 33,181 |
| 100% | 11,737 | 222,743 | 11,676 | 211,648 |
| 150% | — | 209 | — | 107 |
| 250% | — | 691 | — | 813 |
| 1,250% | — | — | — | — |
| その他 | — | 700 | — | 700 |
| 合計 | 271,403 | 369,747 | 278,874 | 410,014 |

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび間接的に保有するファンド内の派生取引商品は、含まれておりません。
 4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成25年度以降はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクspoージャーの額を記載しております。
 5. 「その他」欄については、加重平均リスク・ウェイトを使用するクレジット・リンク債等を含んでおります。
 6. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
- エクspoージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。
- ・株式会社日本格付研究所
 - ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
 - ・株式会社格付投資情報センター
 - ・S&Pグローバル・レーティング

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法の状況

(単位：百万円)

| ポートフォリオ | 適格金融資産担保 | | 保証 | | 貸出金と自組合預金の相殺 | | クレジット・デリバティブ | |
|--------------------------|----------|-------|-------|-------|--------------|--------|--------------|-------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー | 6,373 | 5,591 | 9,042 | 8,007 | 13,201 | 14,598 | | |
| ①ソブリン向け | 90 | 172 | 600 | 600 | 1,171 | 1,586 | | |
| ②金融機関向け | — | — | — | — | — | — | | |
| ③法人等向け | 733 | 537 | 353 | 132 | 2,284 | 2,353 | | |
| ④中小企業等・個人向け | 3,425 | 3,124 | 4,149 | 4,071 | 2,475 | 3,038 | | |
| ⑤抵当権付住宅ローン | 74 | 71 | 181 | 160 | 417 | 418 | | |
| ⑥不動産取得等事業向け | 1,908 | 1,533 | 3,713 | 3,009 | 6,429 | 6,724 | | |
| ⑦三月以上延滞等 | — | — | 34 | 1 | 0 | — | | |
| ⑧その他 | 140 | 152 | 10 | 31 | 422 | 476 | | |

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保については、簡便手法を採用しております。保証については、適格格付機関の格付が付与されているもの、国・地方公共団体等に準ずるものおよび政府保証債があります。貸出金と自組合預金の相殺は、担保手続きがなされていない定期預金・積金を対象としております。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー）を含みません。
3. 「その他」は、①～⑦に区分されないエクspoージャーです。具体的には、名寄せ後1億円超の先が含まれます。

自己資本の充実の状況等について

(4) 派生商品及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項

投資信託等に含まれる間接的に保有するエクスポートジャーのみで、直接的な取引はありません。

(5) 証券化エクスポートジャーに関する事項

該当なし。

(6) 出資等エクスポートジャーに関する事項

① 出資等エクスポートジャーの状況（定量的情報）

(単位：百万円)

| 区分 | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
|--------|----------|--------|----------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 23,625 | 23,625 | 26,721 | 26,721 |
| 非上場株式等 | 3,168 | 3,168 | 3,168 | 3,168 |
| 合計 | 26,793 | 26,793 | 29,889 | 29,889 |

(注) 1. 本欄の「貸借対照表計上額」は、本誌25ページの「貸借対照表」中の有価証券の内訳「株式」、「その他の証券」とは対象区分が異なっています。

なお、「上場株式等」欄の金額は、事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均値に基づき算出しております。

2. 「上場株式等」欄は、上場株式6,395百万円と、投資信託及びその他の証券の合計額22,011百万円のうち金融機関及び証券会社向けエクスポートジャー額1,685百万円を除いた金額20,325百万円の合計額を時価で記載しております。

3. 「非上場株式等」欄は、非上場株式233百万円、時価のない出資として全信組連2,932百万円、および「その他の資産」に含まれるその他の出資金2百万円との合計額を取得原価で記載し時価としております。

② 出資等エクスポートジャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|-------|-------|
| 売却益 | 528 | 626 |
| 売却損 | 10 | 0 |
| 償却 | 235 | — |

(注) 本欄は、株式および投資信託の売却ならびに償却に伴う損益を記載しております。

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | △454 | 1,951 |

(注) 本欄は、「その他有価証券」と区分している、株式および投資信託の評価損益を記載し、貸借対照表上でそれぞれの科目に織り込まれております。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | — | — |

(注) 本欄は、子会社株式及び関連会社の評価損益を記載いたしますが、保有はございません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに関する事項

(単位：百万円)

| | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポートジャー | 12,723 | 14,353 |
| マンデート方式を適用するエクスポートジャー | — | — |
| 蓋然性方式（250%）を適用するエクスポートジャー | — | — |
| 蓋然性方式（400%）を適用するエクスポートジャー | — | — |
| フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポートジャー | — | — |

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1 : 金利リスク | | | | | |
|-----------------|-----------|--------|-------|--------|-------|
| 項目番号 | リスク要因 | △EVE | | △NII | |
| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,610 | 7,054 | 1,364 | 2,008 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 386 | 338 |
| 3 | ステイープ化 | 1,775 | 5,519 | | |
| 4 | フラット化 | 0 | 0 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 0 | 706 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 395 | 0 | | |
| 7 | 最大値 | 1,775 | 7,054 | 1,364 | 2,008 |
| | | 令和元年度 | | 令和2年度 | |
| 8 | 自己資本の額 | 31,963 | | 32,805 | |

(注) 金利リスクに関する算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に掲載しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a.決定方法
- b.支払手段
- c.決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

| 区分 | 当期中の報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
|----|-----------|----------------|
| 理事 | 122 | 140 |
| 監事 | 15 | 18 |
| 合計 | 137 | 158 |

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事16名（退任理事含む）、監事3名です。
3. 使用人兼務理事7名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、44百万円です。
4. 前事業年度に対応する役員賞与金を当事業年度に理事分26百万円、監事分1百万円を支給しております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績運動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

開示項目索引

*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」・☆印は「金融再生法」に基づく法定開示項目、無印は任意開示項目です。

| 【概況・組織】 | | 【預金に関する指標】 | | 【外貨建資産残高】 | |
|--|--------|---------------------------|--------|---|--------|
| 1. 事業方針 | 2 | 34. 預金種目別平均残高 | *36 | 63. 外貨建資産残高 | 該当ナシ |
| 2. 事業の組織 | *5 | 35. 預金者別預金残高 | 36 | 64. オフ・バランス取引の状況 | 該当ナシ |
| 3. 理事及び監事の氏名・役職名 | *5 | 36. 財形貯蓄残高 | 39 | 65. 先物取引の時価情報 | 該当ナシ |
| 4. 会計監査人の氏名または名称 | *5 | 37. 職員1人当たり預金残高 | 39 | 66. オプション取引の時価情報 | 該当ナシ |
| 5. 事務所の名称・所在地 | *23 | 38. 1店舗当たり預金残高 | 39 | 67. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額） | *51 |
| 6. A T M設置状況 | 22 | 39. 定期預金種類別残高 | *36 | 68. 貸出金償却の額 | *34 |
| 7. 地区一覧 | 22 | | | 69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について | 32 |
| 8. 組合員数 | 33 | 【貸出金等に関する指標】 | | 70. 会計監査人による監査 | *32 |
| 9. 子会社の状況 | 該当ナシ | 40. 貸出金種類別平均残高 | *37 | 【自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項】 | |
| | | 41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 | *37 | 71. 自己資本の構成に関する開示事項 | *47～48 |
| 【主要事業内容】 | | 42. 貸出金利区分別残高 | *37 | 72. 自己資本調達手段の概要 | *48 |
| 10. 主要な事業の内容 | 16 | 43. 貸出金用途別残高 | *37 | 73. 自己資本の充実度に関する事項 | *49 |
| 11. 信用組合の代理業者 | *該当ナシ | 44. 貸出金業種別残高・構成比 | *38 | 74. 信用リスクに関する事項 | *50～52 |
| | | 45. 預貸率（期末・期中平均） | *39 | 75. 信用リスク削減手法に関する事項 | *52 |
| 【業務に関する事項】 | | 46. 員外貸出比率 | 37 | 76. 派生商品取扱い及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | *該当ナシ |
| 12. 事業の概況 | *24 | 47. 消費者ローン・住宅ローン残高 | 38 | 77. 証券化エクスポージャーに関する事項 | *該当ナシ |
| 13. 経常収益 | *24 | 48. 代理貸付残高の内訳 | 38 | 78. 出資等エクspoージャーに関する事項 | *53 |
| 14. 経常利益（損失） | *24 | 49. 職員1人当たり貸出金残高 | 39 | 79. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項 | *53 |
| 15. 当期純利益（損失） | *24 | 50. 1店舗当たり貸出金残高 | 39 | 80. 金利リスクに関する事項 | *54 |
| 16. 出資総額、出資総口数 | *24 | | | 【その他の業務】 | |
| 17. 純資産額 | *24 | 【有価証券に関する指標】 | | 81. 内国為替取扱実績 | 39 |
| 18. 総資産額 | *24 | 51. 商品有価証券の種類別平均残高 | *該当ナシ | 82. 外国為替取扱実績 | 39 |
| 19. 預金積金残高 | *24 | 52. 有価証券の種類別平均残高 | *43 | 83. 公共債券販売実績 | 43 |
| 20. 貸出金残高 | *24 | 53. 有価証券種類別残存期間別残高 | *43 | 84. 手数料一覧 | 19～20 |
| 21. 有価証券残高 | *24 | 54. 預証率（期末・期中平均） | *43 | 【その他】 | |
| 22. 単体自己資本比率 | *24 | | | 85. 当組合の考え方 | 2 |
| 23. 出資配当金 | *24 | 【経営管理体制に関する事項】 | | 86. 沿革 | 21 |
| 24. 職員数 | *24 | 55. 法令等遵守の態勢 | *6～9 | 57. 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み | *14～15 |
| | | 56. リスク管理の態勢 | *10 | 87. 総代会について | 11～13 |
| 【主要業務に関する指標】 | | 58. 苦情等対応措置及び紛争解決措置の内容 | *9 | 88. 報酬体系について | 55 |
| 25. 業務粗利益、業務粗利率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） | *33 | | | 【財産の状況】 | |
| 26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 | *33 | | | 89. 地域社会との関係 | 14～15 |
| 27. 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、利回り、資金利潤 | *34～35 | 【地域貢献に関する事項】 | | 90. 地域密着型金融の取組状況 | 14～15 |
| 28. 受取利息、支払利息の増減 | *34 | 59. 貸借対照表、損益計算書、剩余金処分計算書 | *25～32 | 91. 金融円滑化への取組状況 | 15 |
| 29. 役務取引の状況 | 34 | 60. リスク管理債権及び同債権に関する保全額 | | 92. 経営者保証に関するガイドラインの取組み状況 | 15 |
| 30. その他業務収益の内訳 | 35 | (1) 破綻先債権 | *40 | | |
| 31. 経費の内訳 | 35 | (2) 延滞債権 | *40 | | |
| 32. 総資産経常利益率 | *35 | (3) 3ヵ月以上延滞債権 | *40 | | |
| 33. 総資産当期純利益率 | *35 | (4) 貸出条件緩和債権 | *40 | | |
| | | 61. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 | ☆41 | | |
| | | 62. 有価証券の時価情報等 | *42 | | |

編集／大東京信用組合 総務部

東京都港区東新橋2-6-10 電話03-3436-0124

令和3年7月発行

URL <https://www.daisin.co.jp>